

(別添)

危険物積載船舶の停泊場所指定及び危険物荷役許可の基準

	平 17. 10. 11	保交安第 49 号
一部改正	平 18. 12. 19	〃 47 号
〃	平 20. 12. 18	〃 50 号
〃	平 22. 12. 15	〃 74 号
〃	平 24. 12. 25	〃 105 号
〃	平 26. 4. 2	〃 119 号
〃	平 26. 12. 5	〃 86 号
〃	平 28. 12. 21	保交航第 76 号
〃	平 30. 12. 25	〃 86 号
〃	令 2. 12. 22	〃 59 号
〃	令 4. 12. 28	〃 64 号
〃	令 6. 12. 27	〃 44 号
〃	令 7. 12. 5	〃 71 号
〃	令 8. 2. 19	〃 98 号

第 1 危険物積載船舶の停泊場所指定

(1) 港長は、危険物積載船舶の停泊場所を、岸壁（突堤、栈橋、物揚場等を含む。以下同じ。）若しくは係船浮標又はびょう地に指定するときは、危険物の積載量について、一船ごとに次に定める停泊許容量を基準とする。なお、危険物港区（港則法施行規則（昭和 23 年運輸省令第 29 号）別表第一に掲げる危険物積載船舶が停泊すべき港区をいう。以下同じ。）以外の場所における停泊場所の指定は、やむを得ない場合に限られる。

イ 1 種類の危険物を開放された場所（開放された船倉及び区画を含む。以下同じ。）に積載している船舶が一般岸壁（危険物専用岸壁（港長に承認された危険物の専用岸壁をいう。以下同じ。）以外の港内における岸壁をいう。以下同じ。）に停泊するときは、別紙 1 に定める荷役許容量の 2 倍の数量とする。

ロ 1 種類の危険物を開放されていない船倉又は区画に積載している船舶が一般岸壁に停泊するときは、別紙 1 に定める荷役許容量の 5 倍の数量とする。

ハ コンテナ専用船が C 2 岸壁に停泊するときは、別紙 1 に定める荷役許容量の 5 倍の数量とする。

ニ 1 種類の危険物を開放された場所に積載している船舶が、危険物港区以外の係船浮標又はびょう地に停泊するときは、別紙 1 に定める荷役許容量の 2 倍の数量とする。

ホ 1 種類の危険物を開放されていない船倉又は区画に積載している船舶が危険物港区以外の係船浮標又はびょう地に停泊するときは、無制限とする。

へ 船倉又は区画の開放・非開放を問わず、危険物積載船舶が危険物港区内の係船浮標又はびょう地に停泊するときは、無制限とする。

ト 2種類以上の危険物を積載している場合又は開放された場所と開放されていない場所に積載している場合の停泊許容量は、それぞれの危険物の数量をイからニまでに定めるそれぞれの危険物の停泊許容量で除した商の和が1を超えない数量とする。

チ LNGバンカー船（LNG燃料船の燃料用LNGをタンクに積載したLNGバンカー船をいう。以下同じ。）及びアンモニアバンカー船（アンモニア燃料船の燃料用アンモニアをタンクに積載したアンモニアバンカー船をいう。以下同じ。）が一般岸壁に停泊するときは、別紙1に定める荷役許容量の5倍の数量とする。

ただし、一般岸壁を定係地とする場合において、事業者等から別紙2-1又は別紙2-2に定める安全対策等を記載した停泊承認願が提出され、必要な安全対策が講じられる場合は、当該LNGバンカー船及びアンモニアバンカー船の最大積載量までの数量とする。

- (2) 港長は、危険物積載船舶であって停泊場所において危険物の荷役を予定している船舶から停泊場所指定の申請を受けたときは、危険物の積載量については、別紙1に定める荷役許容量を基準とする。
- (3) 港長は、危険物積載船舶の停泊場所を係船浮標又はびょう地に指定する場合は、危険物の種類、数量に応じ、船だまり、航路筋等船舶のふくそうする場所あるいは陸上の保安物件等から離れた場所に指定する。
- (4) 港長は、係船浮標又は係留施設に危険物積載船舶の停泊場所を指定する場合は、係留施設使用届に基づいて行い、同届が提出されていない場合は、係留施設の管理者と連絡をとってから指定する。
- (5) 港長は、危険物積載船舶の停泊場所指定は、原則として当該船舶の入港又は移動のつど個別的行うものとする。

第2 危険物荷役許可

1 危険物荷役許可に係る一般的注意事項について

- (1) 港長は、港内の岸壁以外の場所における船舶による運搬を伴う危険物荷役の許可の申請を受けたときは、運搬許可についてもなるべく同時に申請するよう指導するものとする。
- (2) 港長は、危険物荷役を許可する場合は、次に掲げる措置を講じるものとする。

イ 隣接するバースにおいて、同時に危険物を荷役しないように配慮する。

ロ 係留施設の管理者の意向を確認する（C2岸壁を除く。）。

ハ 必要と認める場合は、警察、消防等の関係機関と協議し、又は連絡を密にする。

ニ 許可に当たっては、必要と認める事項を条件として付す。また、関係者の知識経験に応じて、危険物船舶運送及び貯蔵規則に定められた容器、包

装、積付方法、荷役方法、積付検査等、関係法令中特に重要な事項について指導あるいは注意喚起を行う。

- ホ 自動車渡船のための専用岸壁において危険物が自動車に積載したままで行われる荷役について、あらかじめ事業者から荷役岸壁の名称、位置、構造、荷役計画（荷役船舶ごとの1回の最大荷役量を明らかにしておくこと。）、荷役安全管理体制、安全対策等を記載した危険物荷役承認願が提出され、必要な安全対策が講じられる場合は、別紙1の荷役許容量の基準を適用しない。
- ヘ 一般岸壁においてLNGバンカー船がLNG燃料船へ燃料供給のために行う荷役及びアンモニアバンカー船がアンモニア燃料船へ燃料供給のために行う荷役について、あらかじめ事業者から荷役岸壁の名称、位置、荷役計画（荷役船舶ごとの1回の最大荷役量を明らかにしておくこと。）、荷役安全管理体制、安全対策等を記載した危険物荷役承認願が提出され、必要な安全対策が講じられる場合は、別紙1の荷役許容量の基準を適用しない。
- ト 一般岸壁においてメタノールバンカー船（メタノール燃料船の燃料用メタノールをタンクに積載したメタノールバンカー船をいう。）がメタノール燃料船へ燃料供給のために行う荷役について、危険物専用岸壁に準じて、適正な荷役安全管理体制のもとに付近の立入り、火気の使用の禁止等十分な安全対策を講じて荷役を行う場合は、別紙1の荷役許容量を適用しない。
- チ 荷役許容量を超える数量の荷役を特別に許可する場合、火薬類の荷役が25キログラム（別紙1の類別欄等級が1.3、1.4、又は1.6の火薬類にあつては1トン、爆薬換算量をいう。）を超えて行われる場合、別紙1の類別欄第1種の放射性物質等（核分裂性物質）及び専用積載する場合の別紙1の類別欄第2種の放射性物質等（以下「核分裂性物質等」という。）の荷役が行われる場合その他特に必要があると認める場合は、あらかじめ荷主、荷役業者及び船舶関係者と事前に協議（協議する際の検討事項については、別紙3参照）し、原則として現場確認を行う。また、必要に応じ港湾管理者、警察、消防等と打ち合わせを行う。

なお、当該火薬類又は核分裂性物質等の荷役が行われる場合は、次の（3）に掲げる安全基準を遵守するよう指導する。
- リ 火薬類の荷役については、荷役場所と陸上の運搬経路等に関する都道府県公安委員会の指示（火薬類取締法第19条第2項）との関係について検討する。
- ヌ 港内の係留施設以外の場所における危険物荷役については、港湾施設の状況等を十分に考慮し、危険物の種類、数量に応じ、陸上の保安物件、船だまり、その他船舶のふくそうする場所、航路との位置関係、荷役安全管理体制、荷役時間、安全対策等について検討する。
- ル 特定港以外の場所において、核分裂性物質の荷役が行われる場合には、当該区域を管轄する海上保安部署の長は、特定港における核分裂性物質等の安全基準を遵守するよう指導する。

(3) 安全基準

イ 核分裂性物質等

- (イ) 原則として夜間荷役を行わないこと。ただし、コンテナ船の荷役であって、荷役安全管理体制、緊急時の対応体制、荷役設備、照明設備等について所要の安全対策が講じられる場合はこの限りではない。
- (ロ) 当該危険物の荷役経験の十分な業者が実施すること。
- (ハ) 荷役危険物に摩擦、衝撃、振動等を与えないこと。
- (ニ) クレーン等の機械を使用する場合には、そのつり上げ高さを地上及び船内固定位置より原則として9メートル以内におさえること。ただし、荷役設備の厳重な点検、ロック装置の確実な作動の確認等補完的安全対策が講じられる場合は、この限りではない。この場合において、つり上げ高さは、安全な荷役が確保できる範囲で、できる限り低くおさえること。
- (ホ) 荷役機械従事者は十分な経験を有すること。
- (ヘ) いかなる場合にも臨界に達することのないよう取り扱うこと。
- (ト) 荷役場所付近では関係者以外の立入りを禁止すること。
- (チ) 荷役場所付近では、火気の取扱いを厳禁すること。
- (リ) 荷役場所には、放射性物質に関する知識を有する者（放射線取扱主任者免状（第一種又は第二種）、核燃料取扱主任者免状等受有者）を立ち合わせること。
- (ヌ) 放射線の漏洩検査及び荷役終了後の現場付近の汚染検査を行うこと。
- (ル) 原則として当該危険物を岸壁上に滞留させないこと。
- (ヲ) 接岸後、速やかに陸揚げし、又は積込み後、速やかに離岸すること。
- (ワ) 荷役の開始、中止、終了時に現場責任者から港長に通報すること。
- (カ) 重大事故（容器、包装の破損した場合等）が発生した場合には、現場責任者は直ちに港長に通報するとともに必要な措置を講ずること。
- (ヨ) 荷役中、放射性輸送物、オーバーパック又は放射性輸送物を収納したコンテナが落下し、放射線の漏洩が明らかとなった場合、荷役場所付近で火災が発生した場合、その他港長が中止させる必要があると認めた場合には、直ちに荷役を中止すること。

ロ 火薬類

イのうち、(ニ)、(ヘ)、(リ)、(ヌ) 及び (ヨ) を除く各事項のほか次の各事項

- (イ) 荷役場所には、火薬類に関する知識を有する者（火薬類製造保安責任者免状（甲種、乙種又は丙種）、火薬類取扱保安責任者免状（甲種又は乙種）等受有者）を立ち合わせ、安全対策等について監督させること。
 - (ロ) 荷役場所付近で火災が発生した場合、その他港長が中止させる必要があると認めた場合には、直ちに荷役を中止すること。
- ハ 荷役計画の事前協議を要しない放射性物質等の荷役については、核分裂性物質等の安全基準のうち (ハ)、(ニ)、(ヌ)、(カ) 及び (ヨ) の各事項

を遵守するよう指導する。

- ニ 荷役計画の事前協議を要しない少量の火薬類の荷役については、火薬類の安全基準のうちイ（ワ）及びロ（イ）以外の各事項を遵守するよう指導する。

2 一般岸壁における危険物荷役についての許可の際の基準

港長は、一般岸壁における危険物荷役を許可する場合は、危険物の荷役量について、一船ごとに次に定める荷役許容量を基準とする。

- (1) 1種類の危険物を一般岸壁において荷役するときは、岸壁区分A、B、C1、C2に応じて別紙1に掲げる数量とする。

ただし、C2岸壁において、コンテナ専用船以外の船舶が危険物を荷役する場合は、C1岸壁における荷役許容量を基準とする。

- (2) 一般岸壁における危険物の荷役であっても、特定の事業所等が危険物専用岸壁に準じて、適正な荷役安全管理体制のもとに付近の立入り、火気の使用の禁止等十分な安全対策を講じて荷役を行う場合は、別紙1に定める荷役許容量の基準によらず許可することができる。

- (3) 2種類以上の危険物を荷役するときは、それぞれの危険物の数量を別紙1に定めるそれぞれの危険物の荷役許容量で除した商の和が1を超えない数量とする。

既に危険物を積載している船舶が一部の危険物を荷卸しし、又は他の危険物を積込む場合の荷役許容量は、荷役しない危険物の数量を停泊許容量（荷役する危険物の付近の開放された場所又は同一船倉若しくは区画内に積載してある危険物にあつては荷役許容量に同じ数量とする。）で除した商と荷役する危険物の数量を荷役許容量で除した商の和が1を超えない場合のそれぞれの数量とする。

なお、C2岸壁において上記の計算を行う場合、火薬類についてはC2岸壁における火薬類の停泊許容量又は荷役許容量の2倍の数量を分母として計算するものとする。

3 危険物専用岸壁における危険物荷役についての許可の際の基準

- (1) 港長は、危険物専用岸壁における危険物荷役を許可する場合は、当該専用岸壁において取り扱うことが承認された危険物の種類、数量、当該専用岸壁に係る安全対策等が遵守されているかどうかについて検討する。

- (2) 港長は、臨時に行われる次のような荷役の許可に際しては、相当の安全対策が講じられているかどうか、十分検討の上処理する。

イ 承認された危険物と異なる危険物の荷役

ロ 1回の荷役量が、承認された量を超える場合

ハ 荷役船舶が、承認された最大荷役船舶を上回る場合

- (3) 港長は、タンカーによる引火性危険物（引火性液体類及び引火性の高圧ガスをいう。）の荷役に際しては、次の制限を行う。

イ 原則として、夜間に開始される荷役は許可をしない。

ただし、バースの照明設備、安全設備、荷役安全管理体制及び災害発生時の防災体制並びにバース付近の環境等を勘案し、港長が安全であると認める場合はこの限りでない。

ロ 他船越え荷役、いわゆる山越し荷役は許可をしない。

(4) 港長は、核分裂性物質等の荷役が行われる場合は、放射性物質に関する有識者（荷主関係者等）及び関係機関（警察、消防、港湾管理者等）と協議し、立入禁止措置、容器、包装が破損した場合の対策等を含む荷役計画について事前に協議する。

(5) 港長は、荷役計画の事前協議が必要な危険物の荷役が行われる場合は、港長業務担当者又は巡視艇乗組員を荷役に立ち合わせる。

(6) 港長は、火薬類の大量荷役、タンカーによる引火性危険物の大量荷役等が行われる場合は、必要に応じ一般船舶が荷役船舶の付近に立ち入らないよう港則法第39条に定める船舶交通の制限を行う。

4 包括許可について

(1) 危険物専用岸壁における危険物荷役の許可は、荷役のつど個別的行うものとする。

ただし、承認願に記載された危険物又はこれと類似する危険物については、次に掲げる要件を満たす場合には、一船ごとに1月以内の期間を限り包括的に行うことができる（火薬類を除く。）。

イ 危険物の種類、数量その他を勘案し、危険が少ないと認められること。

ロ 荷役の回数が非常に多いこと（少なくとも2～3日に1回程度）。

ハ 荷役する危険物の性状が毎回同一又は類似のものであり、数量もほぼ一定であること。

ニ 危険物の専用船であること。一般船舶であるときは荷役量が少ないこと。

ホ 船内の火気管理が十分であること。

ヘ 荷役場所は危険物専用岸壁であること。その他の場所であるときは、荷役量が少なく場所が一定であり、危険物専用岸壁に準じて安全対策措置が講じられていること。

ト 荷役船舶において適正な荷役安全管理が行われていること。

(2) 危険物専用岸壁における危険物荷役の包括許可には、許可期間中の実績表を遅滞なく提出することを条件として付するものとする。

(3) 自動車渡船についても1ヶ月以内に期間を限り包括的に許可をすることができる。この場合においても、許可期間中の実績表を遅滞なく提出することを条件として付するものとする。

5 岸壁区分について

(1) 岸壁区分

港長は、あらかじめ次の表に掲げる標準を参考とし、一般岸壁をバース

単位にA、B、C 1、C 2又はDの5グループに区分する。

岸壁区分	標 準
A	旅客船に係留するバース及びその付近のバース 観光客の雑踏するバース 船舶が極めてふくそうしている場所の付近のバース 市街地に極めて近接しているバース (距離の標準としては100m程度以下)
B	A・C 1・C 2・D以外のバース (市街地からの距離の標準としては300m程度)
C 1	港湾法上の保安港区に指定されたバース 市街地から相当離れている閑散な場所にあるバース (距離の標準としては500m程度以上)
C 2	コンテナ専用岸壁
D	港長が適当と認める専用岸壁

(注) AとB又はBとC 1 の中間に該当するバースについては、別紙1の荷役許容量と当該港の特殊事情とを勘案して、いずれかに区分する。

(2) コンテナ専用岸壁 (C 2岸壁) の基準

岸壁区分をC 2として区分すべきコンテナ専用岸壁については、別紙4を基準とする。

(3) 危険物専用岸壁 (D岸壁) の基準

岸壁区分Dの基準については、別紙5第1項とする。

6 危険物専用岸壁の承認願の申請について

(1) 港長は、危険物専用岸壁としての取り扱いを受けようとする事業所等(所有者等当該岸壁を管理する者)から別紙5第2項に定める承認願が提出された場合は、必要な措置について指導し、次に掲げる事項を付記して危険物専用岸壁として取り扱う旨を公文書により回答する。

イ 荷役関係者及び船舶乗組員に対し、承認願に記載の安全対策(又は安全規則、手引書等)を守らせること。

ロ 承認願記載事項を変更する場合は、変更承認願または変更届を提出すること。

ハ その他港長が必要と認める事項。

(2) 港長は、承認願記載事項に変更のある場合は、変更承認願を提出させ、安全性について検討の上改めて承認する。ただし、次の事項にかかわる変更については、変更届を提出させることをもって足りるものとする。

イ 荷役岸壁の名称

ロ 月間輸送計画(量的に減少する場合に限る。)

ハ 1回の最大荷役量(同上)

ニ 最大荷役船舶の要目(同上)

- ホ 陸上の輸送計画
- へ 設備（安全上強化される場合に限る。）
- ト 安全管理に関する責任者の職名、氏名及び受有資格
- チ 本社等の安全担当部門の組織、責任者及び職務内容
- リ その他港長が軽微な変更と認める事項

(3) 既設の岸壁その他当該港の特殊事情により、危険物専用岸壁の基準に適合させ得ない事項がある場合は、通常荷役される危険物の種類、数量等を勘案し、必要に応じ、他の措置を強化して、これを補う等の実情に即した指導を行う。

(別紙1)

(一) 危険物接岸荷役許容量

種類	類別		荷役許容量				備考
			A	B	C 1	C 2	
爆 発 物	火薬類	等級1.1, 1.2, 1.5	0	5	20	20	特別の保安体制をとること
		等級1.3, 1.4, 1.6	0.2	5	20	20	
	酸化性物質	有機過酸化物	0.5	10	50	200	
そ の 他	高压ガス	引火性高压ガス	1	20	100	400	
		非引火性非毒性高压ガス	5	100	500	2000	
		毒性高压ガス	1	20	100	400	
の 他	引火性液体類	容器等級Ⅰ	2	50	250	1000	
		容器等級Ⅱ	5	100	500	2000	
		容器等級Ⅲ	10	250	1000	4000	
の 他	可燃性物質類	可燃性物質	10	250	1000	4000	
		自然発火性物質	5	100	500	2000	
		水反応可燃性物質	5	100	500	2000	
の 他	酸化性物質類	酸化性物質	5	100	500	2000	
		有機過酸化物 爆発物を除く	1	20	100	400	
危 険 物	毒物類	毒物	10	250	1000	4000	
の 他	放射性物質等	第1種	0	0	—	—	特別の保安体制をとること
		第2種	0	—	—	—	
		第3種	0	—	—	—	
	腐食性物質		10	250	1000	4000	
	有害性物質		10	250	1000	4000	
	その他		—	—	—	—	(注) 3 参照

(注) 1 単位は、正味重量（火薬類については、爆薬に換算した薬量）のトン数（圧縮ガスにあっては、容量（温度摂氏零度、ゲージ圧力零度キログラム毎平方センチメートルの状態に換算した容積をいう。）100立方メートルを1トンとみなす。）である。

2 爆薬1トンに換算される火薬、弾薬及び火工品の数量は、下記のとおりである。

火薬類		爆薬1トンに換算される数量
火薬		2トン
火 工 品 （ 弾 薬 を 含 む ）	実包又は空包	2,000,000個
	信管又は火管	50,000個
	銃用雷管	10,000,000個
	工業雷管又は電気雷管	1,000,000個
	信号雷管	250,000個
	導爆線	50キロメートル
	コンクリート破砕器	100,000個
	導火管付き雷管	250,000個
	制御発破用コード	10キロメートル
	その他	その原料をなす火薬2トン又は爆薬1トン

3 その他（化学廃液）については、含有する成分が同じ類別である場合は、その数量は腐食性物質、毒物類、引火性液体類、可燃性物質類及び酸化物質類のいずれかの類別に当てはめる。

(二) 港則法施行規則の危険物の種類を定める告示(昭和54年運輸省告示第547号)による危険物一覧表

種類	類別	危険物コード	品名
爆発物	火薬類	等級1.1 1.2 1.5 等級1.3 1.4 1.6	危険物船舶運送及び貯蔵規則(以下「危規則」という。)第2条第1号イに掲げるもの
	酸性物質類	有機過酸化物	UN3101 有機過酸化物B(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの) UN3102 有機過酸化物B(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの) UN3111 有機過酸化物B(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの) UN3112 有機過酸化物B(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)
その他の危険物	高圧ガス	引火性高圧ガス	MS7299 その他の溶解ガス(引火性のも)
			UN1001 アセチレン(溶解)
			UN1010 ブタジエン(安定剤入りのものに限る。)又はブタジエンと炭化水素の混合物(安定剤入りのものであって、ブタジエンの濃度が20%を超えるものに限る。)
			UN1011 ブタン
			UN1012 ブチレン[1-ブチレン][シス-2-ブチレン][トランス-2-ブチレン]
			UN1027 シクロプロパン
			UN1030 1,1-ジフルオロエタン[フッ化エチレン][フッ化エチリデン][ニフッ化エチリデン][冷媒用ガスR152a]
			UN1032 ジメチルアミン(無水物)
			UN1033 ジメチルエーテル[メチルエーテル]
			UN1035 エタン
			UN1036 エチルアミン(無水物又は濃度が70質量%を超える水溶液に限る。)[アミノエタン][モノエチルアミン]
			UN1037 塩化エチル[クロロエタン]
			UN1038 エチレン(深冷液化されているもの)
			UN1039 エチルメチルエーテル[メチルエーテル]
			UN1041 酸化エチレンと炭酸ガスの混合物(酸化エチレンの含有率が9質量%を超え87質量%以下のものに限る。)
			UN1049 水素(圧縮されているもの)
			UN1055 イソブチレン[イソブタン]
			UN1057 喫煙用ガスライター又は詰め替え用容器(液化石油ガス(詰め替え用容器にあっては、65g以下の液化石油ガス)を充てんしているもの)
			UN1060 メチルアセチレンとプロパジエンの混合物(安定剤入りのもの)
			UN1061 メチルアミン(無水物)[アミノメタン][モノメチルアミン]
			UN1063 塩化メチル[クロロメタン][冷媒用ガスR40]
			UN1075 その他の液化石油ガス
			UN1077 プロピレン[プロペン]
			UN1081 四フッ化エチレン(安定剤入りのもの)
			UN1083 トリメチルアミン(無水物)
			UN1085 臭化ビニル(安定剤入りのもの)
			UN1086 塩化ビニル(安定剤入りのもの)
			UN1087 メチルビニルエーテル(安定剤入りのもの)
			UN1860 フッ化ビニル(安定剤入りのもの)
			UN1912 塩化メチルと塩化メチレンの混合物(引火性のも)
			UN1950 エアゾール(容積が1Lを超え、再充てんができないものであって、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN1954 その他の圧縮ガス(引火性のも)
			UN1957 重水素(圧縮されているもの)[ジユウテリウム]
			UN1959 1,1-ジフルオロエチレン[フッ化ビニリデン][冷媒用ガスR1132a]
			UN1961 エタン(深冷液化されているもの)
			UN1962 エチレン
			UN1964 炭化水素ガス混合物(圧縮されているもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1965 炭化水素ガス混合物(液化されているもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1966 水素(深冷液化されているもの)
			UN1969 イソブタン
			UN1971 メタン又は天然ガス(圧縮されているもの)(高濃度のメタンを含有するもの)
			UN1972 メタン又は天然ガス(深冷液化されているもの)(高濃度のメタンを含有するもの)
			UN1978 プロパン
			UN2034 水素とメタンの混合物
			UN2035 1,1,1-トリフルオロエタン[冷媒用ガスR143a]
			UN2037 小型ガスボンベ(ガスを放出する装置がないものであって、再充てんができないものに限る。ただし、備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)
			UN2044 2,2-ジメチルプロパン[ネオペンタン]
			UN2200 プロパジエン(安定剤入りのもの)
			UN2203 シラン[ケイ化水素又は四水素化ケイ素]
			UN2419 プロモトリフルオロエチレン
			UN2452 エチルアセチレン(安定剤入りのもの)[1-ブチン]
			UN2453 フルオロエタン[フッ化エチル][冷媒用ガスR161]
			UN2454 フッ化メチル[フルオロメタン][冷媒用ガスR41]
UN2517 1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン[ジフルオロモノクロロエタン][冷媒用ガスR142b]			
UN2601 シクロブタン[テトラメチレン]			
UN3138 エチレン、アセチレン及びプロピレンの混合物(深冷液化されているものに限る。)(エチレンの含有率が71.5質量%以上であって、アセチレンが22.5質量%以下、プロピレンが6質量%以下のものに限る。)			
UN3150 小型装置(炭化水素ガスで作動するもの)又は小型装置用炭化水素充てん物			
UN3153 トリフルオロメチルトリフルオロビニルエーテル[パーフルオロメチルビニルエーテル][トリフルオロメチルトリフルオロエチレン]			
UN3154 ペンタフルオロエチルトリフルオロビニルエーテル[パーフルオロエチルビニルエーテル][ペンタフルオロエトキシトリフルオロエチレン]			
UN3161 その他の液化ガス(引火性のも)			
UN3167 ガス昇本(引火性)(他に品名が明示されているもの及び加圧又は深冷液化されているものを除く。)			
UN3252 ジフルオロメタン[冷媒用ガスR32]			
UN3312 その他の液化ガス(引火性のも)(深冷液化されているもの)			
UN3354 殺虫ガス類(引火性のも)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3374 アセチレン(溶解を含まないもの)			
UN3468 水素吸蔵合金又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(水素が貯蔵されているもの)			
UN3478 燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(引火性の液化されたガスが充てんされているものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3479 燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(水素合金を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3501 その他の加圧された化学薬品(引火性のも)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3504 その他の加圧された化学薬品(引火性かつ毒性のも)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3505 その他の加圧された化学薬品(引火性かつ腐食性のも)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3510 その他の吸着ガス(引火性のも)			
UN3529 内燃機関、燃料電池エンジン、内燃機関を有する機械又は燃料電池を有する機械(引火性高圧ガスを燃料とするもの)			
UN3537 その他の物品(引火性高圧ガスを含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3553 ジシラン			

種類	類別	危険物コード	品名
その他の危険物	高圧ガス 非引火性非毒性 高圧ガス	MS7399	その他の溶解ガス(非引火性かつ非毒性のもの)
		UN1002	空気(圧縮されているもの)(酸素の濃度が23.5%以下の空気に限る。)
		UN1003	空気(深冷液化されているもの)
		UN1006	アルゴン(圧縮されているもの)
		UN1009	プロモトリフルオロメタン[冷媒用ガスR13B1]
		UN1013	炭酸ガス(備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)[二酸化炭素][無水炭酸]
		UN1018	クロロジフルオロメタン[モノクロロジフルオロメタン][冷媒用ガスR22]
		UN1020	クロロペンタフルオロエタン[モノクロロペンタフルオロエタン][冷媒用ガスR115]
		UN1021	1-クロロ-1,2,2,2-テトラフルオロエタン[モノクロロテトラフルオロエタン][冷媒用ガスR124]
		UN1022	クロロトリフルオロメタン[モノクロロトリフルオロメタン][冷媒用ガスR13]
		UN1028	ジクロロジフルオロメタン[冷媒用ガスR12]
		UN1029	ジクロロフルオロメタン[ジクロロモノフルオロメタン][冷媒用ガスR21]
		UN1043	液体肥料(硝酸アンモニウム、硝酸カルシウム、尿素及びこれらの混合物の水溶液)(遊離アンモニアの含有率が35質量%を超えるものに限る。)
		UN1046	ヘリウム(圧縮されているもの)
		UN1056	クリプトン(圧縮されているもの)
		UN1058	非引火性液化ガス(窒素、炭酸ガス又は空気と共に充てんされているもの)
		UN1065	ネオン(圧縮されているもの)
		UN1066	窒素(圧縮されているもの)
		UN1070	亜酸化窒素[一酸化二窒素]
		UN1072	酸素(圧縮されているもの)
		UN1073	酸素(深冷液化されているもの)
		UN1078	冷凍用ガス類(非引火性かつ非毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1080	六フッ化硫黄
		UN1858	ヘキサフルオロプロピレン[冷媒用ガスR1216]
		UN1913	ネオン(深冷液化されているもの)
		UN1950	エアソール(容積が1Lを超え、再充てんができないものであって、かつ、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN1951	アルゴン(深冷液化されているもの)
		UN1952	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物(酸化エチレンの含有率が9質量%以下のものに限る。)
		UN1956	その他の圧縮ガス(他の危険性を有しないもの)
		UN1958	1,2-ジクロロ-1,1,2,2-テトラフルオロエタン[1,1,2,2-テトラフルオロ-1,2-ジクロロエタン][冷媒用ガスR114]
		UN1963	ヘリウム(深冷液化されているもの)
		UN1968	殺虫ガス類(非引火性かつ非毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1970	クリプトン(深冷液化されているもの)
		UN1973	クロロジフルオロメタンとクロロペンタフルオロエタンの混合物(クロロジフルオロメタンを約49質量%含有し、一定の沸点を有するもの)[モノクロロジフルオロメタンとモノクロロペンタフルオロエタンの混合物、冷媒用ガスR12B1]
		UN1974	クロロジフルオロプロモメタン[モノクロロジフルオロプロモメタン][冷媒用ガスR12B1]
		UN1976	オクタフルオロシクロブタン[冷媒用ガスRC318]
		UN1977	窒素(深冷液化されているもの)
		UN1982	テトラフルオロメタン[冷媒用ガスR14]
		UN1983	1-クロロ-2,2,2-トリフルオロエタン[冷媒用ガスR133a]
		UN1984	トリフルオロメタン[冷媒用ガスR23]
		UN2036	キセノン
		UN2037	小型ガスボンベ(ガスを放出する装置がないものであって、再充てんができないものに限る。ただし、備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)
		UN2073	液体アンモニア(15°Cで比重が0.880未満でアンモニアの含有率が35質量%を超え50質量%以下の水溶液)
		UN2187	炭酸ガス(深冷液化されているもの)[二酸化炭素又は無水炭酸]
		UN2193	ヘキサフルオロエタン[冷媒用ガスR116]
		UN2201	亜酸化窒素(深冷液化されているもの)[一酸化二窒素]
		UN2422	オクタフルオロ-2-ブテン[パーフルオロ-2-ブテン又は冷媒用ガスR1318]
		UN2424	オクタフルオロプロパン[パーフルオロプロパン又は冷媒用ガスR218]
		UN2451	三フッ化窒素
		UN2591	キセノン(深冷液化されているもの)
		UN2599	クロロトリフルオロメタンとトリフルオロメタンの共沸混合物(クロロトリフルオロメタンの含有率が約60質量%のものに限る。)[冷媒用ガスR503]
		UN2602	ジクロロジフルオロメタンとジフルオロエタンの共沸混合物(ジクロロジフルオロメタンの含有率が約74質量%のものに限る。)[冷媒用ガスR500]
		UN3070	酸化エチレンとジクロロジフルオロメタンの混合物(酸化エチレンの含有率が12.5質量%以下のものに限る。)
		UN3136	トリフルオロメタン(深冷液化されているもの)
		UN3156	その他の圧縮ガス(酸化性のもの)
		UN3157	その他の液化ガス(酸化性のもの)
		UN3158	その他の液化ガス(他の危険性を有しないもの)(深冷液化されているもの)
UN3159	1,1,1,2-テトラフルオロエタン[冷媒用ガスR134a]		
UN3163	その他の液化ガス(他の危険性を有しないもの)		
UN3164	物品(加圧されたもの)(空気圧又は水圧により加圧された非引火性かつ非毒性のガスを含有するものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)		
UN3220	ペンタフルオロエタン[冷媒用ガスR125]		
UN3296	ヘプタフルオロプロパン[冷媒用ガスR227]		
UN3297	酸化エチレンとクロロテトラフルオロエタンの混合物(酸化エチレンの含有率が8.8質量%以下のものに限る。)		
UN3298	酸化エチレンとペンタフルオロエタンの混合物(酸化エチレンの含有率が7.9質量%以下のものに限る。)		
UN3299	酸化エチレンとテトラフルオロエタンの混合物(酸化エチレンの含有率が5.6質量%以下のものに限る。)		
UN3311	その他の液化ガス(酸化性のもの)(深冷液化されているもの)		
UN3337	冷媒用ガスR404A[ペンタフルオロエタン(約44%)、1,1,1-トリフルオロエタン(約52%)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物]		
UN3338	冷媒用ガスR407A[ジフルオロメタン(約20%)、ペンタフルオロエタン(約40%)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物]		
UN3339	冷媒用ガスR407B[ジフルオロメタン(約10%)、ペンタフルオロエタン(約70%)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物]		
UN3340	冷媒用ガスR407C[ジフルオロメタン(約23%)、ペンタフルオロエタン(約25%)及び1,1,1,2-テトラフルオロエタンの共沸混合物]		
UN3500	その他の加圧された化学薬品(他の危険性を有しないもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
UN3502	その他の加圧された化学薬品(毒性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
UN3503	その他の加圧された化学薬品(腐食性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
UN3511	その他の吸着ガス(他の危険性を有しないもの)		
UN3513	その他の吸着ガス(酸化性のもの)		
UN3538	その他の物品(非引火性非毒性の高圧ガスを含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		

種類	類別	危険物コード	品名		
その他の危険物	高圧ガス 毒性高圧ガス	MS7499	その他の溶解ガス(非引火性かつ毒性のもの)		
		UN1005	液体アンモニア		
		UN1008	三フッ化ホウ素		
		UN1016	一酸化炭素(圧縮されているもの)		
		UN1017	塩素		
		UN1023	石炭ガス(圧縮されているもの)		
		UN1026	ジアン[シアン][シアンゲン][ジシアノゲン]		
		UN1040	酸化エチレン又は酸化エチレンと窒素の混合物(50°Cにおける全圧が1MPa以下のもの)[オキシラン若しくは1,2-エポキシエタン又はオキシランと窒素の混合物若しくは1,2-エポキシエタンと窒素の混合物]		
		UN1045	フッ素(圧縮されているもの)		
		UN1048	臭化水素(無水物)		
		UN1050	塩化水素(無水物)		
		UN1053	硫化水素		
		UN1062	臭化メチル(クロロピクリン2%を超えないもの)[フロモメタン]		
		UN1064	メチルメルカプタン[メタンチオール]		
		UN1067	二酸化窒素[四酸化二窒素又は過酸化窒素]		
		UN1069	塩化ニトソル		
		UN1071	オイルガス(圧縮されているもの)		
		UN1076	ホスゲン[塩化カルボニル]		
		UN1079	二酸化硫黄[亜硫酸ガス又は無水亜硫酸]		
		UN1082	クロロトリフルオロエチレン(安定剤入りのもの)[トリフルオロモノクロロエチレン][冷媒用ガスR1113]		
		UN1581	クロロピクリンと臭化メチルの混合物(クロロピクリンの濃度が2質量%を超えるもの)		
		UN1582	クロロピクリンと塩化メチルの混合物		
		UN1589	塩化シアン(安定剤入りのもの)[クロロシアン][シアン化塩素]		
		UN1612	四リン酸ヘキサエチルと圧縮ガスの混合物		
		UN1660	一酸化窒素(圧縮されているもの)		
		UN1741	三塩化ホウ素		
		UN1749	三フッ化塩素		
		UN1859	テトラフルオロモノシラン[四フッ化ケイ素]		
		UN1911	ジボラン		
		UN1953	その他の圧縮ガス(毒性かつ引火性のもの)		
		UN1955	その他の圧縮ガス(毒性のもの)		
		UN1967	殺虫ガス類(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
		UN1975	一酸化窒素と二酸化窒素の混合物[一酸化窒素と四酸化二窒素の混合物]		
		UN2037	小型ガスボンベ(ガスを放出する装置がないものであって、再充てんができないものに限る。)		
		UN2188	アルシン[水素化ヒ素又はヒ化水素]		
		UN2189	ジクロロシラン		
		UN2190	ニフッ化酸素(圧縮されているもの)[フッ化酸素又は一酸化フッ素]		
		UN2191	フッ化スルフルル[オキシフッ化硫黄]		
		UN2192	ゲルマン[水素化ゲルマニウム]		
		UN2194	六フッ化セレン		
		UN2195	六フッ化テルル		
		UN2196	六フッ化タングステン		
		UN2197	ヨウ化水素(無水物)		
		UN2198	五フッ化リン		
		UN2199	ホスフィン[リン化水素]		
		UN2202	水素化セレン(無水物)[セレン化水素又は無水セレン酸]		
		UN2204	硫化カルボニル[オキシ硫化炭素]		
		UN2417	フッ化カルボニル[オキシフッ化炭素又はフッ化フルオロホルミル]		
		UN2418	四フッ化硫黄		
		UN2420	ヘキサフルオロアセトン[六フッ化-2-プロパノン]		
		UN2421	三酸化二窒素[ナイトロジェンセスキオキサイド]		
		UN2534	メチルクロロシラン		
		UN2548	五フッ化塩素		
		UN2676	ステピン[水素化アンチモン、三水素化アンチモン又はアンチモン化水素]		
		UN2901	塩化臭素[臭化塩素]		
		UN3057	トリフルオロアセチルクロライド[パーフルオロアセチルクロライド]		
		UN3083	パークロリルフルオライド		
		UN3160	その他の液化ガス(毒性かつ引火性のもの)		
		UN3162	その他の液化ガス(毒性のもの)		
		UN3168	ガス見本(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているもの及び加圧又は深冷液化されているものを除く。)		
		UN3169	ガス見本(毒性)(他に品名が明示されているもの及び加圧又は深冷液化されているものを除く。)		
		UN3300	酸化エチレンと炭酸ガスの混合物(酸化エチレンの含有率が87質量%を超えるものに限る。)		
		UN3303	その他の圧縮ガス(毒性かつ酸化性のもの)		
		UN3304	その他の圧縮ガス(毒性かつ腐食性のもの)		
		UN3305	その他の圧縮ガス(毒性、引火性かつ腐食性のもの)		
		UN3306	その他の圧縮ガス(毒性、酸化性かつ腐食性のもの)		
		UN3307	その他の液化ガス(毒性かつ酸化性のもの)		
		UN3308	その他の液化ガス(毒性かつ腐食性のもの)		
		UN3309	その他の液化ガス(毒性、引火性かつ腐食性のもの)		
		UN3310	その他の液化ガス(毒性、酸化性かつ腐食性のもの)		
		UN3318	アンモニア水溶液(15°Cで比重が0.880未満でアンモニアの含有率が50質量%を超える水溶液)		
		UN3355	殺虫ガス類(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
		UN3512	その他の吸着ガス(毒性のもの)		
		UN3514	その他の吸着ガス(毒性かつ引火性のもの)		
		UN3515	その他の吸着ガス(毒性かつ酸化性のもの)		
		UN3516	その他の吸着ガス(毒性かつ腐食性のもの)		
		UN3517	その他の吸着ガス(毒性、引火性かつ腐食性のもの)		
		UN3518	その他の吸着ガス(毒性、酸化性かつ腐食性のもの)		
		UN3519	三フッ化ホウ素(吸着されたもの)		
		UN3520	塩素(吸着されたもの)		
		UN3521	テトラフルオロモノシラン(吸着されたもの)[四フッ化ケイ素]		
		UN3522	アルシン(吸着されたもの)[水素化ヒ素又はヒ化水素]		
		UN3523	ゲルマン(吸着されたもの)[水素化ゲルマニウム]		
		UN3524	五フッ化リン(吸着されたもの)		
		UN3525	ホスフィン(吸着されたもの)[リン化水素]		
		UN3526	セレン化水素(吸着されたもの)[水素化セレンウム]		
		UN3539	その他の物品(毒性高圧ガスを含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
		引火性液体類	容器等級 I		危険規則第2条第1号ハに掲げるもの
				MS7509	イソプロピルアミン水溶液(濃度が70質量%以下のものに限る。)
				MS8005	海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水S(その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。)
				MS8006	オレフィン混合物(炭素数が5から7までのものの混合物に限る。)(アルファオレフィンであって、炭素数が6から7までのもののみから成る混合物を除く。)
				MS8007	オレフィン混合物(炭素数が5から15までのものの混合物に限る。)(炭素数が5から7までのもののみから成るもの及びアルファオレフィンであって、炭素数が6から15までのもののみから成る混合物を除く。)
				MS8008	アルファオレフィン混合物(炭素数が6から18までのものの混合物に限る。)
				MS8009	その他の液体化学薬品(この表の危険性の欄が「P」となる物質のみの混合物並びに当該混合物及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一十号)別表第一の二に掲げる物質との混合物(以下これを「P混合物」という。))であって、引火点が60°C以下のものに限る。)

種類	類別	危険物コード	品名		
その他の危険物	引火性液体類 容器等級Ⅱ		危規則第2条第1号ハに掲げるもの		
		MS7514	パラアルデヒド及びアミンニアの反応生成物		
		MS8107	ジクロロプロパン及びジクロロプロベンの混合物		
		MS8111	1,1-ジクロロプロパン		
		MS8003	1,3-ペンタジエン		
		MS8113	メタクリル樹脂(1,2-ジクロロエタン溶液)		
		MS8114	アルキルフェニルアミン(アルキル基の炭素数が8及び9のもの並びにその混合物に限る。の芳香族溶媒		
		MS8115	ターシャリーベンチルメチルエーテル		
		MS8116	エチルターシャリーベンチルエーテル		
		MS8117	N-エチルメチルアリルアミン		
		MS8118	メチルブチノール(2-メチル-2-ヒドロキシ-3-ブチンを除く。)		
		MS8119	1,3-ペンタジエン(濃度が90質量%を超えるものに限る。)、シクロペンテン及びそれらの異性体の混合		
		MS8120	ナトリウムメキシド(濃度が21質量%以上30質量%以下のメチルアルコール溶液に限る。)		
		MS8121	ターシャリーベンチルエチルエーテル		
		MS8123	エチルアルコール(植物由来のものに限る。)及びガソリンの混合物(エチルアルコールの体積が25%を超え99%未満のものに限る。)		
		MS8124	オレフィン混合物(炭素数が7から9までのものの混合物であって、炭素数8のものを主成分とし安定化されたもの。)		
		MS8125	アルキルアルコール及びシクロアルコール(いずれもアルコールの炭素数が4又は5のもの及びその混合物に限る。の混合物)		
		MS8126	アセトニトリル(低純度品)		
		MS8127	アルカン(炭素数が6から9までのもの及びその混合物に限る。)		
		MS8128	アクリル酸アルキル及びビニルピリジンの共重合体(トルエン溶液)		
		MS8129	アルキルベンゼン混合物(少なくとも50質量%のトルエンを含むものに限る。)		
		MS8130	航空用アルキレート(炭素数が8のパラフィンであって、沸点が95℃以上120℃以下のものに限る。)		
		MS8131	ノルマルブチルエーテル		
		MS8132	1,4-ジオキサン		
		MS8133	エチルアミン水溶液(濃度が72質量%以下のものに限る。)		
		MS8134	エチルシクロヘキサノール		
		MS8135	ヘキセン		
		MS8136	メチルアルコール		
		MS8137	オクテン		
		MS8138	海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水(その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。)		
		MS8139	黄燐(白燐)		
		MS8140	アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が2から4までのもの及びその混合物に限る。)及びポリオレフィンアミンの混合物		
		MS8141	熱分解ガソリン(ベンゼンを含むものに限る。)		
		MS8142	キシレン及びエチルベンゼンの混合物(エチルベンゼンの濃度が10質量%以上のものに限る。)		
		MS8143	その他の液体化学薬品(この表の危険性の欄が「P」となる物質のみの混合物並びに当該混合物及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一号)別表第一の二に掲げる物質との混合物(以下これらを「P混合物」という。)であって、引火点が60℃以下のものに限る。)		
		MS8218	2-メチル-2-ヒドロキシ-3-ブチン		
		MS8409	1,3,5-トリオキサン		
			容器等級Ⅲ		危規則第2条第1号ハに掲げるもの
				MS8206	エチレンノルボルネン
				MS8209	クロロヒドリン(粗製のものに限る。)
				MS8211	ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物(ニトロプロパンの濃度が60質量%のものに限る。)
				MS8212	メタクリル酸ブチル、メタクリル酸デシル、メタクリル酸セチル及びメタクリル酸イソシロルの混合物
				MS8213	エチレンジオキソールモノアルキルエーテル
				MS8216	3,4-ジクロロ-1-ブチン
				MS8217	ニトロエタン及びニトロプロパンの混合物(ニトロエタンの濃度が80質量%のものに限る。)
				MS8219	イソアルカン(炭素数が10及び11のもの並びにその混合物に限る。)及びシクロアルカン(炭素数が10及び11のもの並びにその混合物に限る。)並びにその混合物
				MS8220	アルキルフェニルアミン(アルキル基の炭素数が8及び9のもの並びにその混合物に限る。の芳香族溶媒
				MS8221	ドデカン
				MS8222	3-メトキシ-1-ブタノール
				MS8223	メチルブチノール
				MS8224	メチルブチルケトン
				MS8225	ミルセン
				MS8226	アルキル(アルキル基の炭素数が12から14までのものに限る。)アミンリン酸エステル
				MS8227	ポリシロキサン
				MS8228	プロピレンジオキソールメチルエーテルアセタート
				MS8229	プロピレンジオキソールモノアルキルエーテル
				MS8231	オクタメチルシクロテトラシロキサン
				MS8233	ノルマルアルカン(炭素数が9から11までのもの及びその混合物に限る。)
				MS8236	イソアルカン(炭素数が12以上のもの及びその混合物に限る。)及びシクロアルカン(炭素数が12以上のもの及びその混合物に限る。)並びにその混合物
				MS8237	アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が3から4までのもの及びその混合物に限る。)
				MS8238	硫化アンモニウム水溶液(濃度が45質量%以下のものに限る。)
				MS8239	ノルマルベンチルアルコール
				MS8240	第一級ベンチルアルコール(ノルマルベンチルアルコール及びイソアミルアルコールを除く。)
				MS8241	第二級ベンチルアルコール
				MS8242	ターシャリーベンチルアルコール
				MS8243	ブチンオリゴマー
				MS8244	酪酸ブチル
				MS8245	メタクリル酸ブチル
				MS8246	メタクロトルエン
				MS8247	オルトクロトルエン
				MS8248	パラクロトルエン
				MS8249	コールタールナフサソルベント
				MS8250	1,3-シクロペンタジエン二量体(溶融状のものに限る。)
				MS8251	パラシメン
				MS8252	デセン
				MS8253	ホスホン酸水素ジメチル
				MS8254	エチレンジオキソールモノエチルエーテルアセタート
				MS8255	3-エトキシプロピオン酸エチル
				MS8256	2-エチル-3-フロピルアクリレイン
				MS8257	エチルトルエン
				MS8258	ヘプタノール ^d
				MS8259	酢酸ヘキシル(酢酸メチルベンチルを除く。)
				MS8260	イソアミルアルコール
				MS8261	イソプロピルシクロヘキサノール
				MS8262	メチルベンチルアルコール
		MS8263	メチルシクロペンタジエン二量体		
		MS8264	2-メチルピリジン		
		MS8265	3-メチルピリジン		
		MS8266	4-メチルピリジン		
		MS8267	3-メチルチオプロピオンアルデヒド		
		MS8268	ニトロエタン及び1-ニトロプロパンの混合物(それぞれの濃度が15質量%以上のものに限る。)		
		MS8269	1-又は2-ニトロプロパン		
		MS8270	ノネン		

種類	類別	危険物コード	品名
その他の危険物	引火性液体類 容器等級Ⅲ	MS8271	海底及びその下における鉱物資源の探査及び採掘に伴い発生する廃水S(その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。)
		MS8272	プロピオン酸ノルマルペンチル
MS8273		ペーパヒソネ	
MS8274		ホワイトスピリット(芳香族系成分の濃度が15質量%以上であって、20質量%以下のものに限る。)	
MS8275		ホリアクリル酸アルキル(アルキル基の炭素数が18から22までのもの及びその混合物に限る。)	
MS8276		芳香族系溶剤及びポリオレフィンアミンの混合物	
MS8277		蒸留された樹脂油	
MS8278		その他の液体化学薬品(この表の危険性の欄が「P」となる物質のみの混合物並びに当該混合物及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和四十六年政令第二百一十号)別表第一の二に掲げる物質との混合物(以下これを「P混合物」という。))であって、引火点が60℃以下のものに限る。)	
MS8279		アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が3から11までのもの混合物に限る。)	
MS8279		アルキルベンゼン(アルキル基の炭素数が3から11までのもの混合物に限る。)	
容器等級一	UN3473	UN3473	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(引火性を有する液体を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN3528	内燃機関、燃料電池エンジン、内燃機関を有する機械又は燃料電池を有する機械(引火性液体類を燃料とするもの)
可燃性物質類	可燃性物質	UN3540	その他の物品(引火性液体類を含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1309	アルミニウム粉末(表面が被覆されているもの)
		UN1310	ピクリン酸アンモニウム(10質量%以上の水で湿性としたもの)
		UN1320	ジニトロフェノール(15質量%以上の水で湿性としたもの)
		UN1321	ジニトロフェノール類(15質量%以上の水で湿性としたもの)[ジニトロフェノール類]
		UN1322	ジニトロトルシノール(15質量%以上の水で湿性としたもの)
		UN1323	フェロセリウム(鉄の含有率が10質量%以上のもので安定化したものを除く。)
		UN1325	その他の可燃性物質(有機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)
		UN1326	ハフニウム粉末(25質量%以上の水で湿性としたもの)(過剰水が目視されるもの)(機械的製法によるもので、粒度が53ミクロン未満のもの又は化学的製法によるもので、粒度が840ミクロン未満のもの)
		UN1333	ミッシュメタル(厚板状、インゴット状又は棒状のもの)
		UN1336	ニトログアニジン(20質量%以上の水で湿性としたもの)
		UN1337	硝酸でん粉(20質量%以上の水で湿性としたもの)[ニトロスターチ]
		UN1339	七硫化リン(黄リンを含有しないもの)
		UN1341	三硫化四リン(黄リンを含有しないもの)[セスキ硫化リン]
		UN1343	三硫化リン(黄リンを含有しないもの)
		UN1344	ピクリン酸(30質量%以上の水で湿性としたもの)[トリニトロフェノール]
		UN1345	ゴムくず(粉状又は粒状のもの)(粒度が840ミクロン以下のもので、ゴムの含有率が45質量%を超えるもの)(十分に加硫された硬質のものを除く。)
		UN1347	ピクリン酸銀(30質量%以上の水で湿性としたもの)
		UN1348	ジニトロオトルクレゾールナトリウム塩(15質量%以上の水で湿性としたもの)
		UN1349	ピクアミン酸ナトリウム(20質量%以上の水で湿性としたもの)
		UN1352	チタン粉末(25質量%以上の水で湿性としたもの)(過剰水が目視されるもの)(機械的製法によるもので、粒度が53ミクロン未満のもの又は化学的製法によるもので、粒度が840ミクロン未満のもの)
		UN1354	トリニトロベンゼン(30質量%以上の水で湿性としたもの)
		UN1355	トリニトロ安息香酸(30質量%以上の水で湿性としたもの)
		UN1356	トリニトロトルエン(30質量%以上の水で湿性としたもの)
		UN1357	硝酸尿素(20質量%以上の水で湿性としたもの)
		UN1358	ジルコニウム粉末(25質量%以上の水で湿性としたもの)(過剰水が目視されるもの)(機械的製法によるもので、粒度が53ミクロン未満のもの又は化学的製法によるもので、粒度が840ミクロン未満のもの)
		UN1437	水素化ジルコニウム
		UN1517	ピクラミン酸ジルコニウム(20質量%以上の水で湿性としたもの)
		UN1571	アジ化バリウム(50質量%以上の水で湿性としたもの)
		UN1868	デカボラン
		UN1871	水素化チタン
		UN2304	ナフタレン(溶融状のもの)
		UN2448	硫黄(溶融状のもの)
		UN2555	ニトロセルロース(25質量%以上の水で湿性としたもの)[硝酸セルロース、硝化綿、又はコロジオン綿]
		UN2556	ニトロセルロース(窒素量が12.6質量%以下であって、アルコールの含有率が25質量%以上のものに限る。)[硝酸セルロース、硝化綿又はコロジオン綿]
		UN2557	ニトロセルロース(窒素量が12.6質量%以下のもの)(可塑剤及び顔料との混合物を含む。)[硝酸セルロース、硝化綿又はコロジオン綿]
		UN2852	硫化ジピクリル(10質量%以上の水で湿性としたもの)[硫化ヘキサニトロジフェニル]
		UN2907	二硝酸イソソルピド混合物(ラクトース、マンノース、スターチ又はリン酸水素カルシウムの含有率が60質量%以上のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)
		UN2925	その他の可燃性物質(有機物)(固体)(腐食性のもの)
		UN2926	その他の可燃性物質(有機物)(固体)(毒性のもの)
		UN2989	ホスホン酸水素鉛(備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)[第二亜リン酸鉛]
		UN3089	金属粉末(可燃性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3097	その他の可燃性物質(固体)(酸化性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)
		UN3175	固体(引火性を有する液体を含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3176	その他の可燃性物質(有機物)(溶融状のもの)
		UN3178	その他の可燃性物質(無機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)
		UN3179	その他の可燃性物質(無機物)(固体)(毒性のもの)
		UN3180	その他の可燃性物質(無機物)(固体)(腐食性のもの)
		UN3181	有機化合物の金属塩類(可燃性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3182	水素化金属(可燃性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN3221	自己反応性物質B(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3222	自己反応性物質B(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3223	自己反応性物質C(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3224	自己反応性物質C(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3225	自己反応性物質D(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3226	自己反応性物質D(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3227	自己反応性物質E(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3228	自己反応性物質E(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3229	自己反応性物質F(液体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3230	自己反応性物質F(固体)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3231	自己反応性物質B(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3232	自己反応性物質B(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3233	自己反応性物質C(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3234	自己反応性物質C(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3235	自己反応性物質D(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3236	自己反応性物質D(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3237	自己反応性物質E(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3238	自己反応性物質E(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3239	自己反応性物質F(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3240	自己反応性物質F(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(2)の表に掲げられたもの)
		UN3242	アジジカーボンアミド(自己反応性物質及び備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)
		UN3270	ニトロセルロース製メンブランフィルター(ニトロセルロースの窒素量が12.6質量%を超えないものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN3317	2-アミノ4,6-ジニトロフェノール(20質量%以上の水で湿性としたもの)[ピクラミック酸(湿性のもの)]

種類	類別	危険物 コード	品名	
その他の危険物	可燃性物質類 可燃性物質	UN3319	ニトログリセリン混合物(純性化されたもの)(固体)(他に品名が明示されていないもので、ニトログリセリンの含有率が質量%を超え10質量%以下のもの)であって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認した。	
		UN3344	四硝酸ペンタエリスリット混合物(純性化されたもの)(固体)(他に品名が明示されていないもので、四硝酸ペンタエリスリットの含有率が10質量%を超え20質量%以下のもの)であって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。	
		UN3364	トリニトロフェノール(10質量%以上の水で湿性としたもの)[ピクリン酸]	
		UN3365	トリニトロクロロベンゼン(10質量%以上の水で湿性としたもの)[ピクリンクロライド]	
		UN3366	トリニトロトルエン(10質量%以上の水で湿性としたもの)[TNT]	
		UN3367	トリニトロベンゼン(10質量%以上の水で湿性としたもの)	
		UN3368	トリニトロベンゼン酸(10質量%以上の水で湿性としたもの)	
		UN3369	ナトリウムジニトロオレート(10質量%以上の水で湿性としたもの)	
		UN3370	硝酸尿素(10質量%以上の水で湿性としたもの)	
		UN3376	4-ニトロフェニルヒドラジン(30質量%以上の水で湿性としたもの)	
		UN3380	純性化爆発物質(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)	
		UN3474	1-ヒドロキシベンゾトリアゾール(一水和物)(20質量%以上の水で湿性としたもの)	
		UN3527	ポリエステル樹脂キット(基材が固体のもの)(備書の欄の規定により当該危険物に該当するものに限り、炭素(動物又は植物から製造された粉状又は粒状の不活性炭素であって、自己発熱性を有するもの)に限る。)	
		自然発火性物質	UN1361	炭素(動物又は植物から製造された粉状又は粒状の不活性炭素であって、自己発熱性を有するもの)に限る。)
			UN1369	パラニトロジメチルアニリン(50質量%を超える水で湿性としたものを除く。)[パラジメチルニトロソアニリン]
			UN1374	魚粉(安定化されていないもの)(脂肪の含有率が12質量%(1kg当たり100mg以上の抗酸化剤を含むもの)にあつては15質量%)を超えるものに限る。)
			UN1378	金属触媒(湿性のもの)(過剰水が自視されるもの)
			UN1380	ペントボラン
			UN1381	黄リン又は白リン(乾性のもの、水中保存のもの又は溶液中のもの。)
			UN1382	硫化カリウム(無水物又は結晶水の含有率が30質量%未満のものに限る。)
	UN1383		自然発火性金属又は自然発火性合金(他に品名が明示されているものを除く。)[アルミニウム粉末][バリウム粉末][セシウム粉末][セリウム粉末][鉄粉末(自然発火性を有するもの)][ストロンチウム粉末][亜鉛粉末(自然発火性を有するもの)]	
	UN1384		亜ジチオン酸ナトリウム[ナトリウムヒドロサルファイト]	
	UN1385		硫化ナトリウム(無水物又は結晶水の含有率が30質量%未満のものに限る。)	
	UN1431		ナトリウムメチレート[ナトリウムメトキサイド]	
	UN1854		バリウム合金(自然発火性のもの)	
	UN1855		カルシウム又はカルシウム合金(自然発火性のもの)	
	UN1923		亜ジチオン酸カルシウム[カルシウムヒドロサルファイト]	
	UN1929		亜ジチオン酸カリウム[カリウムヒドロサルファイト]	
	UN2004		マグネシウムジアミド	
	UN2008		ジルコニウム粉末(乾性のもの)	
	UN2318		硫化水素ナトリウム(結晶水の含有率が25質量%未満のものに限る。)	
	UN2441		三塩化チタン又は三塩化チタン混合物(自然発火性のもの)	
	UN2447		黄リン又は白リン(溶融状態のもの)	
	UN2545		ハフニウム粉末(乾性のもの)	
	UN2546		チタン粉末(乾性のもの)	
	UN2845		その他の自然発火性物質(有機物)(液体)	
	UN2846		その他の自然発火性物質(有機物)(固体)	
	UN2870		水素化ホウ素アルミニウム	
	UN2870		水素化ホウ素アルミニウム(装置内に収納されているもの)	
	UN2881		金属触媒(乾性のもの)	
	UN2940		9-ホスファシクロノナン[シクロオクタジエンホスフィン]	
	UN3088		自己発熱性物質(有機物)(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)	
	UN3126		自己発熱性物質(有機物)(固体)(腐食性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り)	
	UN3127		自己発熱性物質(有機物)(固体)(酸性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り)	
	UN3128		自己発熱性物質(有機物)(固体)(毒性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り)	
	UN3183		自己発熱性物質(有機物)(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)	
	UN3184		自己発熱性物質(有機物)(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)	
	UN3185		自己発熱性物質(有機物)(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)	
	UN3186		自己発熱性物質(無機物)(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)	
UN3187	自己発熱性物質(無機物)(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3188	自己発熱性物質(無機物)(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3189	自己発熱性金属粉末(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3190	自己発熱性物質(無機物)(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3191	自己発熱性物質(無機物)(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3192	自己発熱性物質(無機物)(固体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3194	その他の自然発火性物質(無機物)(液体)			
UN3200	その他の自然発火性物質(無機物)(固体)			
UN3205	アルカリ土類金属アルコレート(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3206	アルカリ金属アルコレート(自己発熱性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3254	トリブチルホスファン			
UN3255	次亜塩素酸ターシャリーブチル(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)			
UN3313	有機顔料(自己発熱性のもの)			
UN3341	二酸化チオ尿素[ホルムアミジンスルフォン酸]			
UN3342	キサントゲン酸塩			
UN3391	有機金属化合物(固体)(自然発火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3392	有機金属化合物(液体)(自然発火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3393	有機金属化合物(固体)(自然発火性かつ水反応性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3394	有機金属化合物(液体)(自然発火性かつ水反応性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
UN3497	オキアミ粉			
水反応可燃性物質	UN3400	有機金属化合物(固体)(自己発熱性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
	UN1183	エチルジクロロシラン		
	UN1242	メチルジクロロシラン		
	UN1295	トリクロロシラン		
	UN1340	五硫化リン(黄リンを含有しないもの)		
	UN1360	リン化カルシウム		
	UN1389	アルカリ金属アマルガム(液体)		
	UN1390	アルカリ金属アミド		
	UN1391	アルカリ金属懸濁物又はアルカリ土類金属懸濁物		
	UN1392	アルカリ土類金属アマルガム(液体)		
	UN1393	アルカリ土類金属合金(他に品名が明示されているものを除く。)		
	UN1394	アルミニウムカーバイド		
	UN1395	アルミニウムフェロシリコン粉末		
	UN1396	アルミニウム粉末(自然発火性を有しないものであつて、表面を被覆していないもの)		
	UN1397	リン化アルミニウム(水反応可燃性物質に該当しないものを除く。)		
	UN1400	バリウム(自然発火性を有しないもの)		
	UN1401	カルシウム(自然発火性を有しないもの)		
	UN1402	カーバイド[カルシウムカーバイド]		
	UN1404	水素化カルシウム		
	UN1405	ケイ化カルシウム[カルシウムシリコン]		
UN1407	セシウム			
UN1409	水素化金属(他に品名が明示されているものを除く。)			

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	可燃性物質類 水反応可燃性物質	UN1410	水素化リチウムアルミニウム
		UN1411	水素化リチウムアルミニウム(エーテル溶液)
		UN1413	水素化ホウ素リチウム
		UN1414	水素化リチウム(溶融固化したものを除く)
		UN1415	リチウム(自然発火性を有しないもの)
		UN1417	リチウムシリコン
		UN1418	マグネシウム粉末又はマグネシウム合金粉末(マグネシウムの含有率が50質量%を超えるものであって、自然発火性を有しないもの)
		UN1419	リン化マグネシウムアルミニウム
		UN1420	カリウム合金(液体)
		UN1421	アルカリ金属合金(液体)(他に品名が明示されているものを除く)
		UN1422	カリウムナトリウム合金(液体)
		UN1423	ルビジウム
		UN1426	水素化ホウ素ナトリウム
		UN1427	水素化ナトリウム
		UN1428	ナトリウム
		UN1432	リン化ナトリウム
		UN1433	リン化スズ
		UN1436	亜鉛粉末(自然発火性を有しないもの)
		UN1714	リン化亜鉛
		UN1870	水素化ホウ素カリウム
		UN1928	メチルマグネシウムプロマイド(エチルエーテルに保存のもの)[グリニア反応液]
		UN2010	水素化マグネシウム
		UN2011	リン化マグネシウム
		UN2012	リン化カリウム
		UN2013	リン化ストロンチウム
		UN2257	カリウム
		UN2463	水素化アルミニウム
		UN2624	ケイ化マグネシウム
		UN2805	水素化リチウム(溶融固化したものの)
		UN2806	窒化リチウム
		UN2813	その他の水反応可燃性物質(固体)(他の危険性を有しないもの)
		UN2830	リチウムフェロシリコン
		UN2835	水素化ナトリウムアルミニウム
		UN2965	三フッ化ホウ素とジメチルエーテルの錯化合物
		UN2988	クロロシラン類(水反応可燃性物質に該当し、引火性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されているもの)
		UN3078	セリウム(削りくず又は砂状のもの)
		UN3129	その他の水反応可燃性物質(液体)(腐食性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)
		UN3130	その他の水反応可燃性物質(液体)(毒性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)
		UN3131	その他の水反応可燃性物質(固体)(腐食性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)
		UN3132	その他の水反応可燃性物質(固体)(可燃性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り、)
		UN3133	その他の水反応可燃性物質(固体)(酸化性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)
		UN3134	その他の水反応可燃性物質(固体)(毒性のもの)
		UN3135	その他の水反応可燃性物質(固体)(自己発熱性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が認めるものに限る。)
		UN3148	その他の水反応可燃性物質(液体)(他の危険性を有しないもの)
		UN3170	アルミニウム精錬又はアルミニウム再溶解工程から生じた副生成物
		UN3208	金属性物質(水反応性)(他に品名が明示されているものを除く)
		UN3209	金属性物質(自己発熱性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
		UN3292	電池(ナトリウムを内蔵する組電池又は単電池であって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN3395	有機金属化合物(固体)(水反応性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
		UN3396	有機金属化合物(固体)(水反応性かつ可燃性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
		UN3397	有機金属化合物(固体)(水反応性かつ自己発熱性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
		UN3398	有機金属化合物(液体)(水反応性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
		UN3399	有機金属化合物(液体)(水反応性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
UN3401	アルカリ金属アルガム(固体)		
UN3402	アルカリ土類金属アルガム(固体)		
UN3403	カリウム合金(固体)		
UN3404	カリウムナトリウム合金(固体)		
UN3476	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(水反応性可燃性物質を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
UN3482	アルカリ金属懸濁物又はアルカリ土類金属懸濁物(引火性のもの)		
その他の危険物	酸化性物質類 酸化性物質	UN1438	硝酸アルミニウム
		UN1439	重クロム酸アンモニウム
		UN1442	過塩素酸アンモニウム(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
		UN1444	過硫酸アンモニウム[パーオキシ二硫酸アンモニウム]
		UN1445	塩素酸バリウム(固体)
		UN1446	硝酸バリウム
		UN1447	過塩素酸バリウム(固体)
		UN1448	過マンガン酸バリウム
		UN1449	過酸化バリウム
		UN1450	無機臭素酸塩類(固体)(臭素酸アンモニウムを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1451	硝酸セシウム
		UN1452	塩素酸カルシウム(固体)
		UN1453	亜塩素酸カルシウム
		UN1454	硝酸カルシウム(備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)
		UN1455	過塩素酸カルシウム
		UN1456	過マンガン酸カルシウム
		UN1457	過酸化カルシウム
		UN1458	塩素酸塩とホウ酸塩の混合物
		UN1459	塩素酸塩と塩化マグネシウムの混合物(固体)
		UN1461	無機塩素酸塩類(固体)(塩素酸アンモニウムを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1462	無機亜塩素酸塩類(亜塩素酸アンモニウムを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1463	三酸化クロム(無水物)[無水クロム酸又はクロム酸(固体)]
		UN1465	硝酸ジウム
		UN1466	硝酸第二鉄
		UN1467	硝酸グアニジン
		UN1469	硝酸鉛
		UN1470	過塩素酸鉛(固体)
		UN1471	次亜塩素酸リチウム(乾性のもの)又は次亜塩素酸リチウム混合物
		UN1472	過酸化リチウム
		UN1473	臭素酸マグネシウム
		UN1474	硝酸マグネシウム
		UN1475	過塩素酸マグネシウム
		UN1476	過酸化マグネシウム

種類	類別	危険物 コード	品名	
その他の危険物	酸化性物質類	酸化性物質	無機硝酸塩類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)	
			UN1477	無機硝酸塩類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1479	その他の酸化性物質(固体)(他の危険性を有しないもの)
			UN1481	無機過塩素酸塩類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1482	無機過マンガン酸塩類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1483	無機過酸化物質類(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1484	臭素酸カリウム
			UN1485	塩素酸カリウム(固体)
			UN1486	硝酸カリウム
			UN1487	硝酸カリウムと亜硝酸ナトリウムの混合物
			UN1488	亜硝酸カリウム
			UN1489	過塩素酸カリウム
			UN1490	過マンガン酸カリウム
			UN1491	過酸化カリウム
			UN1492	過硫酸カリウム[パーオキシニ硫酸カリウム]
			UN1493	硝酸銀
			UN1494	臭素酸ナトリウム
			UN1495	塩素酸ナトリウム(固体)
			UN1496	亜塩素酸ナトリウム(固体)
			UN1498	硝酸ナトリウム[チリ硝石]
			UN1499	硝酸ナトリウムと硝酸カリウムの混合物
			UN1500	亜硝酸ナトリウム
			UN1502	過塩素酸ナトリウム
			UN1503	過マンガン酸ナトリウム
			UN1504	過酸化ナトリウム
			UN1505	過硫酸ナトリウム[パーオキシニ硫酸ナトリウム]
			UN1506	塩素酸ストロンチウム
			UN1507	硝酸ストロンチウム
			UN1508	過塩素酸ストロンチウム
			UN1509	過酸化ストロンチウム
			UN1511	過酸化水素尿素[過酸化尿素]
			UN1513	塩素酸亜鉛
			UN1514	硝酸亜鉛
			UN1515	過マンガン酸亜鉛
			UN1516	過酸化亜鉛
			UN1745	五フッ化臭素
			UN1746	三フッ化臭素
			UN1748	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの)(有効塩素の含有量が8.8質量%のものに限る。)
			UN1748	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの)(有効塩素の含有量が8.8質量%のものに限る。)
			UN1872	二酸化鉛[過酸化鉛]
			UN1873	過塩素酸(濃度が50質量%を超え72質量%以下のものに限る。)
			UN1942	硝酸アンモニウム(自己発熱性を有しないものとして船積地を管轄する地方運輸局長が適当と認めるものに限る。)(可燃物(炭素として計算される有機物を含む。))の含有率が0.2質量%以下のものであって、他の添加物を含まないもの)
			UN2014	過酸化水素(水溶液)(必要に応じて安定剤を加えたもので、濃度が20質量%以上60質量%以下のものに限る。)
			UN2015	過酸化水素(水溶液)(安定剤入りのもので、濃度が60質量%を超えるものに限る。)
			UN2067	硝酸アンモニウム系肥料(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN2208	次亜塩素酸カルシウム混合物(乾性のもので有効塩素の含有率が10質量%を超え39質量%以下のものに限る。)[普通さらし粉]
			UN2426	硝酸アンモニウム(高温高濃度の水溶液)
			UN2427	塩素酸カリウム(水溶液)
			UN2428	塩素酸ナトリウム(水溶液)
			UN2429	塩素酸カルシウム(水溶液)
			UN2464	硝酸ペリリウム
			UN2465	ジクロロイソシアヌル酸(乾性のもの)又はジクロロイソシアヌル酸塩類(ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム(二水和物)を除く。)[ジクロロ-S-トリアジン-2,4,6-トリオン]
			UN2466	超酸化カリウム
			UN2468	トリクロロイソシアヌル酸(乾性のもの)[1,3,5-トリクロロ-S-トリアジン-2,4,6-トリオン]
			UN2469	臭素酸亜鉛
			UN2495	五フッ化ヨウ素
			UN2547	超酸化ナトリウム
			UN2573	塩素酸タリウム
			UN2626	塩素酸(水溶液)(濃度が10質量%以下のものに限る。)
			UN2627	無機亜硝酸塩類(固体)(他に品名が明示されているもの、亜硝酸アンモニウム及び無機亜硝酸塩類とアンモニア化合物の混合物を除く。)
			UN2719	臭素酸バリウム
			UN2720	硝酸クロム
			UN2721	塩素酸銅
			UN2722	硝酸リチウム
			UN2723	塩素酸マグネシウム
			UN2724	硝酸マンガン
			UN2725	硝酸ニッケル
			UN2726	亜硝酸ニッケル
			UN2728	硝酸ジルコニウム
			UN2741	次亜塩素酸バリウム(有効塩素の含有率が22質量%を超えるもの)
			UN2880	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(水和物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)
			UN2880	次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(水和物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限る。)
			UN2984	過酸化水素(水溶液)(濃度が8質量%以上20質量%未満のものであって、必要に応じ安定剤を含むもの)
			UN3085	その他の酸化性物質(固体)(腐食性のもの)
			UN3087	その他の酸化性物質(固体)(毒性のもの)
			UN3098	その他の酸化性物質(液体)(腐食性のもの)
			UN3099	その他の酸化性物質(液体)(毒性のもの)
			UN3100	その他の酸化性物質(固体)(自己発熱性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)
			UN3121	その他の酸化性物質(固体)(水反応可燃性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)
			UN3137	その他の酸化性物質(固体)(可燃性のもの)(船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限る。)
			UN3139	その他の酸化性物質(液体)(他の危険性を有しないもの)
			UN3149	過酸化水素と過酢酸の混合物(安定剤入りのもの)(酸、水及び5質量%以下の過酢酸を含有するものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)

種類	類別	危険物コード	品名				
その他の危険物	酸化性物質類	酸化性物質	UN3210 無機塩素酸塩類(水溶液)(塩素酸アンモニウムを含有するもの及び他に品名が明示されているものを除く)				
			UN3211 無機過塩素酸塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く)				
			UN3212 無機次亜塩素酸塩類(アンモニウム化合物、他に品名が明示されているもの及び備考の欄の規定により危険物に該当しないものを除く。)				
			UN3213 無機臭素酸塩類(水溶液)(臭素酸アンモニウム及び他に品名が明示されているものを除く。)				
			UN3214 無機過マンガン酸塩類(水溶液)(過マンガン酸アンモニウムを含有するもの及び他に品名が明示されているものを除く。)				
			UN3215 無機過硫酸塩類(固体)(他に品名が明示されているものを除く。)				
			UN3216 無機過硫酸塩類(水溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)				
			UN3218 無機硝酸塩類(水溶液)(備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)				
			UN3219 無機亜硝酸塩類(水溶液)(アンモニア化合物を含有するものを除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)				
			UN3247 過ホウ酸ナトリウム(無水物)				
			UN3356 酸素発生器(化学反応によるもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限り。)				
			UN3375 硝酸アンモニウムエマルジョン、サスペンション又はゲル(爆薬中間体)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものであって、船積地を管轄する地方運輸局長が承認したものに限り。)				
			UN3377 過ホウ酸ナトリウム(水和物)				
			UN3378 過炭酸ナトリウム[パーオキシオ炭酸ナトリウム]				
			UN3405 塩素酸バリウム(水溶液)				
			UN3406 過塩素酸バリウム(水溶液)				
			UN3407 塩素酸塩と塩化マグネシウムの混合物(溶液)				
			UN3408 過塩素酸鉛(溶液)				
			UN3485 次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(腐食性のもの)(乾性のもので有効塩素の含有率が39質量%を超えるもの(有効塩素の含有量が8.8質量%のものに限り。))				
			UN3486 次亜塩素酸カルシウム混合物(腐食性のもの)(乾性のもので有効塩素の含有率が10質量%を超え39質量%以下のものに限り。)				
			UN3487 次亜塩素酸カルシウム又は次亜塩素酸カルシウム混合物(腐食性のもの)(水和物で水の含有率が5.5質量%以上16質量%以下のものに限り。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)				
			UN3544 その他の物品(酸化性物質を含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)				
			有機過酸化物(爆発物を除く。)	UN3103 有機過酸化物C(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
				UN3104 有機過酸化物C(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
				UN3105 有機過酸化物D(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
				UN3106 有機過酸化物D(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
				UN3107 有機過酸化物E(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
				UN3108 有機過酸化物E(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
				UN3109 有機過酸化物F(液体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
				UN3110 有機過酸化物F(固体)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
				UN3113 有機過酸化物C(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
				UN3114 有機過酸化物C(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
				UN3115 有機過酸化物D(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
				UN3116 有機過酸化物D(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
				UN3117 有機過酸化物E(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
				UN3118 有機過酸化物E(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
				UN3119 有機過酸化物F(液体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
				UN3120 有機過酸化物F(固体)(温度管理が必要なもの)(備考1(3)の表に掲げられたもの)			
				UN3545 その他の物品(有機過酸化物を含むもの)(他に品名が明示されているものを除く。)			
				その他の危険物	毒物類	毒物	MS7508 硫化ナトリウム水溶液(濃度が15質量%以下のものに限り。)
							MS7609 重クロム酸ナトリウム水溶液(濃度が70質量%以下のものに限り。)
							MS7611 ペータプロピオラクトン
			MS7612 クレゾールナトリウム塩水溶液				
			MS7613 クレゾール(フェノールを含まないものに限り。)				
			MS7614 ラクトニトリル水溶液(濃度が80質量%以下のものに限り。)				
			MS7615 メチルシクロペンタジエンルマンガントリカルボニル				
			MS7616 エトキシ化トローアミン(濃度が95質量%を超えるものに限り。)				
			MS7617 ジシクロペンタジエン及びその二量体の混合物(ジシクロペンタジエンの濃度が81質量%から89質量%までのものに限り。)				
			MS7618 1-フェニルエタノール及びアセトフェンの混合物(アセトフェンの濃度が15質量%以下のものに限り。)				
			MS7619 2-メチルグルタロニトリル及び2-エチルプタンジニトリルの混合物(2-エチルプタンジニトリルの濃度が12質量%以下のものに限り。)				
MS7620 アルキルトルエンシルボン酸(アルキル基の炭素数が18から28までのもの及びその混合物に限り。)							
MS7621 クレゾール、フェノール及びキシレノールの混合物							
MS7622 2,6-ジアミノヘキサノ酸塩水溶液							
MS7623 石炭酸油							
MS7624 2,4-ジクロロフェノール							
MS7625 2,4-ジクロロフェノキシ酢酸ジメチルアミン塩水溶液(濃度が70質量%以下のものに限り。)							
MS7626 ジフェニルメタンジイソシアネート							
MS7627 長鎖(炭素数が16以上のもの及びその混合物に限り。)[アルコキシアルキルアミン]のエトキシ化物							
MS7628 フルフラール							
MS7629 グルタルアルデヒド水溶液(濃度が50質量%以下のものに限り。)							
MS7630 ヘキサヒドロ-1,3,5-トリエタノール-1,3,5-トリアジン水溶液							
MS7631 ヘキサヒドロ-1,3,5-トリメチル-1,3,5-トリアジン水溶液(濃度が45質量%以下のものに限り。)							
UN1051 シアン化水素(安定剤入りのもの)(水分の含有率が3質量%未満のものに限り。)[青酸]							
UN1092 アクロレイン(安定剤入りのもの)[アクリルアルデヒド][プロペナール]							
UN1098 アリルアルコール[プロベニルアルコール]							
UN1135 エチレンクロロヒドリン[2-クロロエタノール]							
UN1143 クロトンアルデヒド又はクロトンアルデヒド(安定剤入りのもの)(備考欄の規定により当該危険物に該当するものに限り。)[2-ブテナール][3-メチルアクロレイン]							
UN1163 ジメチルヒドラジン(非対称型のもの)[1,1-ジメチルヒドラジン]							
UN1181 クロロ酢酸エチル							
UN1182 クロロ酢酸エチル[クロロ酢酸エチル]							
UN1185 エチレンイミン(安定剤入りのもの)[アジリジン][ジメチレンイミン]							
UN1199 フルアルデヒド類							
UN1238 クロロ酢酸メチル[クロロ酢酸メチル]							
UN1239 メチルクロロメチルエーテル							
UN1244 メチルヒドラジン							
UN1251 メチルピニルケトン(安定剤入りのもの)[3-ブテン-2-オン]							
UN1259 ニッケルカルボニル[テトラカルボニルニッケル]							
UN1510 テトラニトロメタン							
UN1541 アセトシアンヒドリン(安定剤入りのもの)							
UN1544 アルカロイド類又はアルカロイド塩類(固体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)							
UN1545 イソチオシアン酸アリル(安定剤入りのもの)[アリルマスタードオイル]							
UN1547 アニリン[アミノベンゼン][アニリン油][フェニルアミン]							
UN1553 ヒ酸(液体)							
UN1556 無機ヒ素化合物(液体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)							
UN1557 無機ヒ素化合物(固体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)							
UN1560 三塩化ヒ素[塩化ヒ素]							
UN1564 バリウム化合物(他に品名が明示されているもの及び硫酸バリウムを除く。)							
UN1565 シアン化バリウム							
UN3560 水酸化テトラメチルアンモニウム(水溶液)(濃度が25質量%以上のものに限り。)							

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	毒物類	毒物	UN1569 臭化アセトン
			UN1570 ブルシン(殺虫殺菌剤類を除く。)[ジメキシストリキニーネ]
			UN1575 シアン化カルシウム
			UN1577 クロロジニトロベンゼン(液体)
			UN1580 クロロビクリン[ニトロトリクロロメタン]
			UN1583 クロロビクリン混合物(殺虫殺菌剤類を除く。)(他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN1588 無機シアン化物(固体)(他に品名が明示されているもの並びにフェリシアン化物及びフェロシアン化物を除く。)
			UN1590 ジクロロアニリン(液体)
			UN1594 硫酸ジエチル[硫酸エチル]
			UN1595 硫酸ジメチル[硫酸メチル]
			UN1596 ジニトロアニリン
			UN1597 ジニトロベンゼン(液体)
			UN1599 ジニトロフェノール(溶液)
			UN1600 ジニトロトルエン(溶解状のもの)[メチルジニトロベンゼン]
			UN1601 消毒剤(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1602 染料又は染料中間物(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1603 プロモ酢酸エチル
			UN1605 1,2-ジプロモエタン[二臭化エチレン]
			UN1611 四リン酸ヘキサエチル[四リン酸エチル]
			UN1613 シアン化水素酸(水溶液)(濃度が20質量%以下のものに限る。)[青酸]
			UN1614 シアン化水素(安定剤入りのものであって、多孔性の不活性物質に吸収させてあるもの)(水分の含有率が3質量%未満のものに限る。)[青酸]
			UN1625 硝酸第二水銀
			UN1626 シアン化第二水銀カリウム[シアン化水銀カリウム]
			UN1627 硝酸第一水銀
			UN1640 オレイン酸第二水銀(固体を除く。)
			UN1642 オキシシアン化第二水銀(減感剤入りのもの)
			UN1647 臭化メチルと1,2-ジプロモエタンの混合物(液体)
			UN1649 自動車燃料用アンチノック剤[四エチル鉛][四メチル鉛]
			UN1654 ニコチン
			UN1655 ニコチン化合物又はニコチン製剤(固体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)
			UN1656 ニコチン硫酸塩(液体又は溶液)(殺虫殺菌剤類を除く。)[硫酸ニコチン]
			UN1658 ニコチン硫酸塩(水溶液)[硫酸ニコチン]
			UN1662 ニトロベンゼン
			UN1664 ニトロトルエン(液体)
			UN1665 ニトロキシレン(液体)[2-ニトロ-3-キシレン][3-ニトロ-2-キシレン][4-ニトロ-3-キシレン]
			UN1669 ペンタクロロエタン[ペンタリン]
			UN1670 トリクロロメタンスルフェニルクロライド[パークロメチルメルカプタン][チオカルボニルテトラクロライド][トリクロロメチルスルホクロライド][トリクロロメタンスルフルクロライド]
			UN1672 塩化フェニルカルビラミン[フェニルイミノホスゲン又はフェニルイソシアジクロライド]
			UN1680 シアン化カリウム(固体)
			UN1686 亜硫酸ナトリウム(水溶液)(殺虫殺菌剤類を除く。)
			UN1687 アジ化ナトリウム
			UN1689 シアン化ナトリウム(固体)
			UN1692 ストリキニーネ又はストリキニーネ塩類(殺虫殺菌剤類を除く。)
			UN1693 催涙ガス物質(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1694 オルトシアン化プロモベンジル(液体)
			UN1695 クロロアセトン(安定剤入りのもの)[モノクロロアセトン]
			UN1698 ジフェニルアミンクロロアルシン[塩化フェナルサジン]
			UN1699 ジフェニルクロロアルシン(液体)
			UN1700 催涙ガス筒(火薬類を含有しないもの)[催涙ガステキ]
			UN1701 臭化キシリル
			UN1702 テトラクロロエタン[1,1,2,2-テトラクロロエタン][四塩化アセチレン]
			UN1704 ジチオピロリン酸テトラエチル(殺虫殺菌剤類を除く。)
			UN1708 トルイジン(液体)
			UN1711 キシリジン(液体)[2,4-アミノジメチルベンゼン][2,4-ジメチルアニリン]
			UN1713 シアン化亜鉛
			UN1722 クロロギ酸アリル[アリルクロロカーボネート]
			UN1737 臭化ベンジル[アルファプロモトルエン]
			UN1738 塩化ベンジル
			UN1750 クロロ酢酸(水溶液)
			UN1752 クロロアセチルクロライド
			UN1809 三塩化リン[塩化リン]
			UN1810 塩化ホスホリル[オキシ塩化リン]
			UN1834 塩化スルフルル[塩化スルホニル]
			UN1838 四塩化チタン[塩化チタン]
			UN1846 四塩化炭素(ゼラチンのカプセルに入れたものをガラス容器に収納し、木箱で外装したものを除く。)[テトラクロロメタン]
			UN1851 医薬品(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1886 塩化ベンジリデン[塩化ベンザル][二塩化ベンジル]
			UN1889 シアン化臭素[臭化シアン/ゲン][プロモシアン]
			UN1892 エチルジクロロアルシン
			UN1916 2,2-ジクロロジエチルエーテル[ジ(2-クロロエチル)エーテル]
			UN1935 シアン化物(溶液)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN1994 鉄カルボニル[ベンタカルボニル鉄]
			UN2016 毒ガス弾(有毒な物質を含有し非爆発性のものであって、さく薬、発射薬及び信管がついていないもの)
			UN2017 催涙弾(催涙性物質を含有し非爆発性のものであって、さく薬、発射薬及び信管がついていないもの)
			UN2019 クロロアニリン(液体)[オルトクロロアニリン(2-クロロアニリン)又はメタクロロアニリン(3-クロロアニリン)]
			UN2022 クレゾール酸
			UN2023 エピクロロヒドリン[1-クロロ-2,3-エポキシプロパン]
			UN2024 水銀化合物(液体)(他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類、塩化第一水銀及び辰砂を除く。)
			UN2025 水銀化合物(固体)(他に品名が明示されているもの、殺虫殺菌剤類、塩化第一水銀及び辰砂を除く。)
			UN2026 フェニル第二水銀化合物(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤類を除く。)
			UN2038 ジニトロトルエン(液体)[メチルジニトロベンゼン]
			UN2075 クロラール(無水物)(安定剤入りのもの)[トリクロロアセトアルデヒド]
			UN2076 クレゾール(液体)
			UN2078 トルエンジイソシアネート[トリレンジイソシアネート]
			UN2206 イソシアネート類又はその溶液(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2224 ベンゾトリル[シアン化フェニル]
			UN2232 2-クロロエタナール[クロロアセトアルデヒド]
			UN2236 3-クロロ-4-メチルフェニルイソシアネート(液体)
			UN2249 ジクロロメチルエーテル(船積地を管轄する地方運輸局長が許可したものに限る。)
			UN2253 N,N-ジメチルアニリン
			UN2267 塩化ジメチルチオホスホリル
			UN2281 ヘキサメチレンジイソシアネート
			UN2285 トリフルオロメチルフェニルイソシアネート[イソシアナトベンゾトリフルオリド]
			UN2295 クロロ酢酸メチル
			UN2306 トリフルオロメチルニトロベンゼン(液体)[ニトロベンゾトリフルオリド]

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	毒物類	毒物	UN2307 2-クロロ-5-トリフルオロメチルニトロベンゼン[3-ニトロ-4-クロロベンゾトリフルオリド]
			UN2312 フェノール(熔融状のもの)[石炭酸]
			UN2316 シアン化銅ナトリウム(固体)[テトラシアノ第一銅ナトリウム]
			UN2317 シアン化銅ナトリウム(水溶液)[テトラシアノ第一銅ナトリウム]
			UN2322 トリクロロブテン[トリクロロブチレン]
			UN2334 アリルアミン[2-プロベニルアミン又は3-アミノプロベン]
			UN2337 フェニルメルカプタン[チオフェノール又はベンゼンチオール]
			UN2382 1,2-ジメチルヒドラジン
			UN2407 クロロギ酸イソプロピル[クロロメタン酸イソプロピル又はクロロ炭酸イソプロピル]
			UN2438 トリメチルアセチルクロライド[ヒバロイルクロライド]
			UN2471 四酸化オスミウム
			UN2474 チオホスゲン[塩化チオカルボニル]
			UN2477 イソチオシアン酸メチル
			UN2480 イソシアン酸メチル又はその溶液[メチルイソニトリル]
			UN2481 イソシアン酸エチル
			UN2482 イソシアン酸ノルマルプロピル
			UN2483 イソシアン酸イソプロピル
			UN2484 イソシアン酸ターシャリーブチル
			UN2485 イソシアン酸ノルマルブチル
			UN2486 イソシアン酸イソブチル
			UN2487 フェニルイソシアネート[フェニルカルビミド][カルバニル]
			UN2488 イソシアン酸シクロヘキシル
			UN2490 ジ(クロロイソプロピル)エーテル
			UN2501 トリ(1-アジリジニル)ホスフィンオキサイド(水溶液)(殺虫殺菌剤を除く。)[トリエチレンホスホルアミド]
			UN2521 ジケテン(安定剤入りのもの)[アセチルケテン]
			UN2522 2-ジメチルアミノエチルメタクリレート
			UN2542 トリブチルアミン
			UN2552 ヘキサフルオロアセトン(液体)
			UN2558 エピプロモヒドリン[1-プロモ-2,3-エポキシプロパン]
			UN2570 カドミウム化合物(硫化カドミウムを除く。)
			UN2570 硫化カドミウム
			UN2572 フェニルヒドラジン[ヒドラジノベンゼン](結晶を除く。)
			UN2574 リン酸トリトリル(3質量%を超えるオルト異性体を含むもの)[リン酸トリクレシル]
			UN2588 その他の殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2589 クロロ酢酸ビニル
			UN2605 4-トキシメチルイソシアネート
			UN2606 オルトケイ酸メチル[テトラトキシシラン]
			UN2611 プロピレンクロロヒドリン[1-クロロ-2-プロパノール]
			UN2628 フルオロ酢酸カリウム
			UN2629 フルオロ酢酸ナトリウム
			UN2630 セレン酸塩又は亜セレン酸塩
			UN2642 フルオロ酢酸
			UN2643 プロモ酢酸メチル
			UN2644 ヨウ化メチル[ヨードメタン]
			UN2646 ヘキサクロロシクロペンタジエン[パークロロシクロペンタジエン]
			UN2648 1,2-ジプロモ-3-ブタノン
			UN2650 1,1-ジクロロ-1-ニトロエタン
			UN2653 ヨウ化ベンジル[アルファヨウ化トルエン](固体を除く。)
			UN2668 クロロアセトニトリル[クロロエタンニトリル][シアン化クロロメチル]
			UN2669 クロロクレゾール(液体)[クロロメチルフェノール]
			UN2690 N-ノルマルブチルイミダゾール[N-ノルマルブチルイミナゾール]
			UN2727 硝酸タリウム
			UN2738 N-ノルマルブチルアニリン
			UN2740 クロロギ酸ノルマルプロピル
			UN2742 クロロギ酸エステル類(毒性、腐食性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)[クロロカーボネート類]
			UN2743 クロロギ酸ノルマルブチル
			UN2744 クロロギ酸シクロブチル
			UN2745 クロロギ酸クロロメチル
			UN2746 クロロギ酸フェニル
			UN2748 クロロギ酸-2-エチルヘキシル
			UN2750 [1,3-ジクロロ-2-プロパノール][ジクロロイソプロピルアルコール][アルファジクロロヒドリン][アルファプロベニルジクロロヒドリン]
			UN2754 N-エチルトリイジン
			UN2757 カーバメート系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2759 ヒ素系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2761 有機塩素系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2763 トリアジン系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2771 チオカーバメート系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2775 銅殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2777 水銀殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2779 置換ニトロフェノール系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2781 ピペリジウム系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2783 有機リン系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2786 有機スズ系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2788 有機スズ化合物(液体)(殺虫殺菌剤及び他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2810 その他の毒物(有機物)(液体)(他の危険性を有しないもの)
			UN2811 その他の毒物(有機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)
			UN2821 フェノール(溶液)[石炭酸]
			UN2822 2-クロロピリジン
			UN2839 アルドール[アセトアルドール, 3-ヒドロキシブタナール又は3-ヒドロキシブチルアルデヒド]
			UN2872 ジプロモクロロプロパン[1,2-ジプロモ-3-クロロプロパン等]
			UN2902 その他の殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2903 その他の殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2927 その他の毒物(有機物)(液体)(腐食性のもの)
			UN2928 その他の毒物(有機物)(固体)(腐食性のもの)
			UN2929 その他の毒物(有機物)(液体)(引火性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN2930 その他の毒物(有機物)(固体)(可燃性のもの)
			UN2936 2-メルカプトプロピオン酸[チオ乳酸]
			UN2948 3-トリフルオロメチルアニリン[3-アミノベンゾトリフルオリド]
			UN2966 2-メルカプトエタノール[チオグリコール]
			UN2991 カーバメート系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2992 カーバメート系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2993 ヒ素系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2994 ヒ素系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
			UN2995 有機塩素系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	毒物類	毒物	UN2996 有機塩素系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN2997 トリアジン系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN2998 トリアジン系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3005 チオカーバメート系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3006 チオカーバメート系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3009 銅殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3010 銅殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3011 水銀殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)
			UN3012 水銀殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3013 置換ニトロフェノール系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3014 置換ニトロフェノール系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3015 ピピリジウム系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3016 ピピリジウム系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3017 有機リン系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3018 有機リン系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3019 有機スズ系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3020 有機スズ系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3023 2-メチル-2-ヘプタンチオール
			UN3025 クマリン誘導体殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3026 クマリン誘導体殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3027 クマリン誘導体殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3048 リン化アルミニウム系殺虫殺菌剤(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3071 メルカプタン類又はメルカプタン混合物(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3073 ビニルピリジン(安定剤入りのもの)
			UN3079 メタクリロニトリル(安定剤入りのもの)
			UN3080 イソシアネート類又はその溶液(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3086 その他の毒物(固体)(酸化性のもの)
			UN3122 その他の毒物(液体)(酸化性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3123 その他の毒物(液体)(水反応可燃性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)
			UN3124 その他の毒物(固体)(自己発熱性のもの)
			UN3125 その他の毒物(固体)(水反応可燃性のもの)
			UN3140 アルカロイド類又はアルカロイド塩類(液体)(殺虫殺菌剤を除く。)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3142 消毒剤(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3143 染料又は染料中間物(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)
			UN3144 ニコチン化合物又はニコチン製剤(液体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤を除く。)
			UN3146 有機スズ化合物(固体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤を除く。)
			UN3172 トキシシン類(液体)(生体から抽出されたものに限る。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないもの及び他に品名が明示されているものを除く。)
			UN3246 メタンシルホニルクロライド[塩化メシル]
UN3250 クロロ酢酸(溶融状態のもの)[モノクロロ酢酸]			
UN3275 ニトリル類(毒性かつ引火性のもの)[有機シアン化物類](他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3276 ニトリル類(毒性のもの)(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)[有機シアン化物類]			
UN3277 クロロギ酸エステル類(毒性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)[クロロカーボ]			
UN3278 有機リン化合物(液体)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤を除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3279 有機リン化合物(毒性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているもの及び殺虫殺菌剤を除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3280 有機ヒ素化合物(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3281 金属カルボニル類(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3282 有機金属化合物(液体)(他に品名が明示されているものを除く)			
UN3283 セレン化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く)			
UN3284 テルル化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く)			
UN3285 パナジウム化合物(固体)(他に品名が明示されているものを除く)			
UN3287 その他の毒物(無機物)(液体)(他の危険性を有しないもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3288 その他の毒物(無機物)(固体)(他の危険性を有しないもの)			
UN3289 その他の毒物(無機物)(液体)(腐食性のもの)(備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)			
UN3290 その他の毒物(無機物)(固体)(腐食性のもの)			
UN3294 シアン化水素(アルコール溶液)(濃度が45質量%以下のものに限る。)			
UN3302 2-ジメチルアミノエチルアクリレート[2-プロパノ酸-ジメチルアミノエチルエステル]			
UN3315 化学品見本(毒性)(化学兵器禁止条約関連のものに限る。)			
UN3345 フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)			
UN3347 フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く)			
UN3348 フェノキシ酢酸誘導体殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)			
UN3349 ビレスロイド系殺虫殺菌剤類(固体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)			
UN3351 ビレスロイド系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性かつ引火性のもの)(引火点が23℃以上60℃以下のもの)(他に品名が明示されているものを除く)			
UN3352 ビレスロイド系殺虫殺菌剤類(液体)(毒性のもの)(他に品名が明示されているものを除く)			
UN3361 クロロシラン(毒性かつ腐食性のもの)(他に品名が明示されていないものを除く。)			
UN3362 クロロシラン(毒性かつ腐食性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されていないものを除く。)			
UN3381 吸入毒性液体(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)			
UN3382 吸入毒性液体(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)			
UN3383 吸入毒性液体(引火性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が200mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の500倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)			
UN3384 吸入毒性液体(引火性のもの)(吸入毒性試験による半数致死濃度が1000mL/m ³ 以下で、かつ、飽和蒸気濃度が吸入毒性試験による半数致死濃度の10倍以上のものであって、他に品名が明示されていないものに限る。)			

種類	類別	危険物 コード	品名
その他の危険物	腐食性物質	UN1719	水性アルカリ類(液体)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1724	アリルトリクロロシラン(安定剤入りのもの)
		UN1728	ベンチルトリクロロシラン[アミルトリクロロシラン]
		UN1729	塩化アニソール
		UN1730	五塩化アンチモン(液体)
		UN1731	五塩化アンチモン(水溶液)
		UN1732	五フッ化アンチモン
		UN1733	三塩化アンチモン(固体を除く。)
		UN1736	塩化ベンゾイル
		UN1739	クロロギ酸ベンジル[ベンジルクロロカーボネート]
		UN1742	三フッ化ホウ素と酢酸の錯化合物(液体)
		UN1743	三フッ化ホウ素とプロピオン酸の錯化合物(液体)
		UN1744	臭素又はその溶液
		UN1747	プチルトリクロロシラン
		UN1753	クロロフェニルトリクロロシラン
		UN1754	クロロスルホン酸(三酸化硫黄を含有するものを含む。)
		UN1755	クロム酸(水溶液)
		UN1757	フッ化クロム(水溶液)
		UN1758	塩化クロミル[オキシ塩化クロム]
		UN1759	その他の腐食性物質(固体)(他の危険性を有しないもの)
		UN1760	その他の腐食性物質(液体)(他の危険性を有しないもの)
		UN1761	銅エチレンジアミン(水溶液)
		UN1762	シクロヘキセニルトリクロロシラン
		UN1763	シクロヘキシルトリクロロシラン
		UN1764	ジクロロ酢酸
		UN1765	ジクロロアセチルクロライド
		UN1766	ジクロロフェニルトリクロロシラン
		UN1767	ジエチルジクロロシラン
		UN1768	二フッ化リン酸(無水物)
		UN1769	ジフェニルジクロロシラン
		UN1771	ドデシルトリクロロシラン
		UN1774	消火液(腐食性のもの)
		UN1775	テトラフルオロホウ酸[フッ化ホウ素酸又はホウフッ酸]
		UN1776	フルオロリン酸(無水物)[フッ化リン酸]
		UN1777	フルオロスルホン酸[フッ化スルホン酸]
		UN1778	ヘキサフルオロケイ酸[フッ化ケイ素酸][ケイフッ化水素酸][ケイフッ酸]
		UN1779	ギ酸(濃度が85質量%を超えるものに限る。)
		UN1780	塩化フマルル
		UN1781	ヘキサデシルトリクロロシラン
		UN1782	ヘキサフルオロリン酸[六フッ化リン酸]
		UN1783	ヘキサメチレンジアミン(水溶液)[1,6-ヘキサレンジアミン又は1,6-ジアミノヘキサン]
		UN1784	ヘキシルトリクロロシラン
		UN1786	フッ化水素酸と硫酸の混合物(フッ化水素及び硫酸の混合物を70質量%から80質量%まで含有し、かつ、フッ化水素の含有率が25質量%以上のものに限る。)
		UN1787	ヨウ化水素酸[ヨウ酸]
		UN1788	臭化水素酸[臭酸]
		UN1789	塩酸
		UN1790	フッ化水素酸(フッ化水素の濃度が60質量%を超えるものに限る。)[フッ酸]
		UN1790	フッ化水素酸(フッ化水素の濃度が60質量%以下のものに限る。)[フッ酸]
		UN1791	次亜塩素酸塩(水溶液)[さらし液、次亜塩素酸ナトリウム、次亜塩素酸カリウム等]
		UN1794	硫酸鉛(遊離酸の含有率が3質量%を超えるものに限る。)[鉛ドross](固体を除く。)
		UN1796	混酸(硝酸と硫酸の混合物であって、硝酸の含有率が50質量%を超えるものに限る。)
		UN1796	混酸(硝酸と硫酸の混合物であって、硝酸の含有率が50質量%以下のものに限る。)
		UN1798	王水
		UN1799	ノニルトリクロロシラン
		UN1800	オクタデシルトリクロロシラン
		UN1801	オクチルトリクロロシラン
		UN1802	過塩素酸(濃度が50質量%以下のものに限る。)
		UN1803	フェノールスルホン酸(液体)
		UN1804	フェニルトリクロロシラン
		UN1808	三臭化リン
		UN1814	水酸化カリウム(水溶液)[水性カリ]
		UN1816	プロピルトリクロロシラン
		UN1817	塩化ビスルフルル[塩化ジスルフルル]
		UN1818	四塩化ケイ素
		UN1819	アルミン酸ナトリウム(水溶液)
		UN1824	水酸化ナトリウム(水溶液)[水性ソーダ]
		UN1826	腐混酸(硝酸の含有率が50質量%を超えるものであって、化学的に安定で、かつ、爆発性の不純物を含まないものに限る。)
		UN1826	腐混酸(硝酸の含有率が50質量%以下のものであって、化学的に安定で、かつ、爆発性の不純物を含まないものに限る。)
		UN1827	塩化第二スズ(無水物)
		UN1828	塩化硫黄類[一塩化硫黄][二塩化硫黄]
		UN1829	三酸化硫黄(安定剤入りのもの又は安定化されたもの)[無水硫酸]
		UN1830	硫酸(濃度が51質量%を超えるもの)
		UN1831	発煙硫酸[二硫酸]
		UN1832	腐硫酸(化学的に安定なもの)
		UN1833	亜硫酸
		UN1835	水酸化テトラメチルアンモニウム(水溶液)(濃度が2.5質量%を超え25質量%未満のもの)
		UN1836	塩化チオニル[オキシ塩化硫黄又は塩化スルフィニル]
		UN1837	塩化チオホスホリル[チオ塩化リン]
		UN1898	ヨウ化アセチル
		UN1903	消毒剤(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN1905	セレン酸
		UN1906	腐酸(石油精製時等に副生する腐硫酸)
		UN1908	亜塩素酸塩類(水溶液)
		UN1938	プロモ酢酸(水溶液)
		UN1940	メルカプト酢酸[チオグリコール酸]
		UN2028	発煙塩(腐食性液体を含有し火薬類を含有しないもの)(点火装置付きでないもの)
		UN2029	ヒドラジン(無水物)
		UN2030	ヒドラジン(水溶液)(濃度が37質量%を超えるものに限る。)
		UN2031	硝酸(濃度が70質量%を超えるものに限る。)(発煙硝酸を除く。)
		UN2031	硝酸(濃度が65質量%以上70質量%以下のものに限る。)
		UN2031	硝酸(濃度が65質量%未満のものに限る。)
		UN2032	発煙硝酸
		UN2051	2-ジメチルアミノエタノール[N,N-ジメチルエタノールアミン]
		UN2054	モルホリン[テトラヒドロ-1,4-オキサジン]
		UN2079	ジエチレントリアミン
		UN2214	無水フタル酸(無水マレイン酸の含有率が0.05質量%を超えるものに限る。)(溶融状態のもの)
		UN2215	無水マレイン酸(溶融状態のもの)
		UN2218	アクリル酸(安定剤入りのもの)[プロペン酸]
		UN2226	三塩化ベンジリジン[ベンゾトリクロライド]

種類	類別	危険物コード	品名
その他の危険物	腐食性物質	UN2240	クロム硫酸
		UN2248	ジ(ノルマルブチル)アミン
		UN2258	プロピレンジアミン
		UN2259	トリエチレンテトラミン
		UN2262	N,N-ジメチルカルバモイルクロライド
		UN2264	N,N-ジメチルシクロヘキサミン
		UN2280	ヘキサメチレンジアミン(溶融状のもの)[1,6-ヘキサレンジアミン又は1,6-ジアミノヘキサン]
		UN2308	硫酸水素ニトロシル(液体)
		UN2357	シクロヘキサミン[アミノシクロヘキサン]
		UN2401	ヒペリジン[ヘキサヒドロピリジン]
		UN2430	アルキルフェノール類(固体)(アルキル基の炭素数が2から12までのもの)(他に品名が明示されているものを除く。)[ブチルフェノール等]
		UN2434	ジベンジルジクロロシラン
		UN2435	エチルフェニルジクロロシラン
		UN2437	メチルフェニルジクロロシラン
		UN2442	トリクロロアセチルクロライド
		UN2443	三塩化バナジル[オキシ三塩化バナジウム]
		UN2444	四塩化バナジウム
		UN2502	ノルマルバレリルクロライド
		UN2513	プロモアセチルプロマイド
		UN2531	メタクリル酸(安定剤入りのもの)
		UN2564	トリクロロ酢酸(水溶液)
		UN2571	硫酸水素アルキル
		UN2576	オキシ臭化リン(溶融状のもの)
		UN2577	フェニルアセチルクロライド
		UN2584	アルキルスルホン酸又はアリアルルスルホン酸(液体)(遊離硫酸の含有率が5質量%を超えるもの)
		UN2604	三フッ化ホウ素とジエチルエーテルの錯化合物
		UN2619	N,N-ジメチルベンジルアミン[ベンジルジメチルアミン]
		UN2670	シアヌル酸クロライド[2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン]
		UN2677	水酸化ルビジウム(水溶液)
		UN2679	水酸化リチウム(水溶液)
		UN2680	水酸化リチウム(固体を除く。)
		UN2681	水酸化セシウム(水溶液)
		UN2683	硫化アンモニウム(水溶液)
		UN2685	N,N-ジエチルエチレンジアミン
		UN2686	2-ジエチルアミノエタノール[ジエチルアミノエタノール][N,N-ジエチルエタノールアミン]
		UN2692	三臭化ホウ素[トリプロモボラン]
		UN2699	トリフルオロ酢酸
		UN2705	1-ペンタール[3-メチル-2-ペンテン-4-イノール]
		UN2734	アミン類又はホリアミン類(液体)(腐食性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2735	アミン類又はホリアミン類(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2751	塩化ジエチルチオホスホリル
		UN2789	酢酸(水酢酸又は濃度が80質量%を超える水溶液)
		UN2790	酢酸(水溶液)(濃度が50質量%以上80質量%以下のものに限る。)
		UN2796	硫酸(濃度が51質量%以下のものに限る。)
		UN2797	電池液(アルカリ性のもの)
		UN2798	フェニルホスホラジクロライド[フェニルジクロロホスフィン]
		UN2799	フェニルホスホラジクロライド[フェニルジクロロホスフィンサルファイド]
		UN2801	染料又は染料中間物(液体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)
		UN2817	二フッ化水素アンモニウム(水溶液)[フッ化水素アンモニウム]
		UN2818	ポリ硫化アンモニウム(水溶液)
		UN2826	クロロチオキ酸エチル
		UN2837	硫酸水素塩類(水溶液)
		UN2851	三フッ化ホウ素(二水和物)
UN2879	塩化セレンニル[オキシ塩化セレン]		
UN2920	その他の腐食性物質(液体)(引火性のもの)		
UN2921	その他の腐食性物質(固体)(可燃性のもの)		
UN2922	その他の腐食性物質(液体)(毒性のもの)		
UN2923	その他の腐食性物質(固体)(毒性のもの)		
UN2949	硫酸水素ナトリウム(結晶水の含有率が25質量%以上のものに限る。)		
UN2986	クロロシラン類(腐食性かつ引火性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
UN2987	クロロシラン類(他に品名が明示されているものを除く。)		
UN3066	塗料又は塗料関連物質(ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、セラック、ワニス、つや出し液、充てん液、ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)		
UN3084	その他の腐食性物質(固体)(酸化性のもの)		
UN3093	その他の腐食性物質(液体)(酸化性のもの)		
UN3094	その他の腐食性物質(液体)(水反応可燃性のもの)		
UN3095	その他の腐食性物質(固体)(自己発熱性のもの)		
UN3096	その他の腐食性物質(液体)(水反応可燃性のもの)		
UN3145	アルキルフェノール類(液体)(アルキル基の炭素数が2から12までのもの)(他に品名が明示されているものを除く。)[ブチルフェノール]		
UN3147	染料又は染料中間物(固体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
UN3259	アミン類又はホリアミン類(固体)(腐食性のもの)(他に品名が明示されているものを除く。)		
UN3260	その他の腐食性物質(無機物)(固体)(酸性のもの)		
UN3261	その他の腐食性物質(有機物)(固体)(酸性のもの)		
UN3262	その他の腐食性物質(無機物)(固体)(アルカリ性のもの)		
UN3263	その他の腐食性物質(有機物)(固体)(アルカリ性のもの)		
UN3264	その他の腐食性物質(無機物)(液体)(酸性のもの)		
UN3265	その他の腐食性物質(有機物)(液体)(酸性のもの)		
UN3266	その他の腐食性物質(無機物)(液体)(アルカリ性のもの)		
UN3267	その他の腐食性物質(有機物)(液体)(アルカリ性のもの)		
UN3301	その他の腐食性物質(液体)(自己発熱性のもの)		
UN3320	水素化ホウ素ナトリウムと水酸化ナトリウムの混合物(水素化ホウ素ナトリウムの濃度が12質量%以下のものであって、水酸化ナトリウムの濃度が40質量%以下のものに限る。)		
UN3412	ギ酸(濃度が10質量%以上であって85質量%以下のものに限る。)		
UN3421	フッ化水素カリウム(溶液)		
UN3463	プロピオン酸(濃度が90質量%以上のものに限る。)		
UN3470	塗料又は塗料関連物質(腐食性かつ引火性のもの)(ペイント、ラッカー、エナメル、ステイン、セラック、ワニス、つや出し液、充てん液、ラッカーベース液、シンナーを含む。ただし、備考の欄の規定により当該危険物に該当しないものを除く。)		
UN3471	フッ化水素化合物(腐食性かつ毒性のもの)(他の品名が明示されているものを除く。)		
UN3477	燃料電池カートリッジ又は装置に組み込まれたもの又は装置と共に包装されたもの(腐食性物質を含むものであって、備考の欄の規定により当該危険物に該当するものに限る。)		
UN3484	ヒドラジン(水溶液)(引火性かつ毒性のもの)(濃度が37質量%以上のものに限る。)		
UN3498	一塩化ヨウ素(液体)		
UN3507	六フッ化ウラン(L型輸送物に該当するもの)(輸送物1個当たりの六フッ化ウランの質量が0.1kg未満のもの)(核分裂性輸送物のものを除く。)		
MS9001	化学廃液 危規則第二条第一号の二口に掲げるもの		
MS9002	その他の液体化学薬品(P混合物を除く。)		
その他			

LNGバンカー船停泊時の基準等

1 LNGバンカー船停泊時の基準

(1) 立地条件

イ SOLASフェンス等の既存の物理的障壁の有無や岸壁利用者の立入状況、照明設備・監視装置の設置状況等LNGバンカー船からの視認性などを勘案し、LNGバンカー船への部外者の接近・侵入を防止するために必要な範囲を、次に掲げるいずれかの方法により、立入禁止区域として岸壁上に設定した上で、立入りを禁ずる旨記載した札等を標示すること。なお、(ロ)・(ハ)による措置は、十分な安全性が確保できる場合に限る。

(イ) SOLASフェンス等既存の物理的障壁又は仮設フェンス等によること。

(ロ) カラーコーン及びコーンバー等によってLNGバンカー船の船体又は舷梯の周囲を囲むこと。

(ハ) LNGバンカー船の舷梯の入口にロープを張ること。

ロ LNGバンカー船の近傍において、火気使用制限を明示する等十分な注意喚起を行うこと。

ハ 付近の事業所等に事業と立入禁止措置等の安全対策について周知すること。

ニ LNGバンカー船から他の停泊船舶までの距離が30メートル以上あり、また、付近航行船舶が30メートル以上離れて航行する余地があること。
ただし、付近の停泊船舶及び航行船舶の種類、大きさ、ふくそう状況等により、LNGバンカー船との衝突の危険性が極めて低いと認められる場合は、この限りでない。

ホ その他係留施設の管理者等が指示する事項が遵守されていること。

(2) 照明設備

立入禁止区域への部外者の侵入接近を防止するために照明設備を設置する場合は、照明範囲の平均水平面照度5ルクス以上の照度が得られるものであること。

(3) 消防・防災設備等

イ LNGバンカー船の火災等が発生した場合の消火、延焼防止、タンクの冷却等のために必要な消火設備（消火栓の数、ホースの長さ等）が整備されていること。

なお、消火栓が岸壁上に設置されていない場合や、消火栓の数が不足する場合は、可搬消防ポンプにより、海水を吸引して使用しても差し支えない。

ロ 消火栓、消火要具その他危険の除去に必要な要具等は、その所在位置を

明確にしておき、使用方法について慣熟しておくこと。

ハ 緊急時の警報あるいは連絡に必要な設備を備えること。

2 LNGバンカー船停泊承認願の申請方法

次のような事項を具した承認願を提出すること。

(1) 記載事項

イ 停泊岸壁の名称及び位置

バース、付近の建物等の関係位置を示す図面を添付すること。

ロ LNGバンカー船の要目

ハ 設備

(イ) 電気、照明設備

(ロ) 消防設備

(ハ) その他の安全防災設備

ニ 停泊安全管理体制

停泊の安全管理に関する組織及び責任者の職名、氏名、受有資格、経験年数、責任分担等について記載すること。

ホ 安全対策

(イ) 停泊管理要領

(ロ) 火気の使用及び立入りの禁止の要領

(ハ) 停泊中の注意事項

(2) 当該事業者等が、LNGバンカー船の停泊に関し、安全規則、手引書等を作っているときはそれを承認願に添付すること。この場合において、停泊安全管理体制及び安全対策中、重複している事項については、承認願への記載を要しない。

3 LNGバンカー船停泊承認の際の審査基準

(1) 停泊安全管理体制について

LNGバンカー船の停泊中の安全を確認する者が適切に配置されていること。

(2) 停泊管理要領について

イ 停泊時における責任者の配置（場所、人員等）、責任者の行う安全管理業務の具体的な内容（安全確認、報告、安全管理記録、安全点検等）及び当該業務の具体的な執行方法（指示及び安全確認の手段等）が明確に記載されていること。

ロ 安全確認については、具体的な把握、確認方法が定められていること。

ハ 承認願の安全対策その他の注意事項を、船舶乗組員及び岸壁管理者に周知させる措置が講じてあること。

(3) 火気の使用制限等について

LNGバンカー船の近傍において、次のような事項を制限するための注意喚起が行われていること。

- イ 喫煙その他火気の使用
- ロ マッチ及びライター等の発火器具の携行
- ハ 立入禁止区域内への関係者以外の立入り

(4) その他

- イ 着棧中のLNGバンカー船から30メートル以内の水面に他船が接近しないよう、LNGバンカー船が着棧中においても30メートル以遠から視認できる標識を設置するとともに、常時周囲の状況を監視する体制が敷かれていること。
- ロ 緊急時の警報、施設管理者への連絡、着棧中の船舶、港長及び消防機関等に対する通報に関する方法を定め、関係者に周知させる措置が講じてあること。
- ハ 事故の発生を防止するためのマニュアル及び事故発生時における初期対策、避難（着棧中の船舶の緊急離脱のための棧橋作業員の手配を含む。）等に関するマニュアルを作成し、関係者に周知させる措置が講じてあること。

アンモニアバンカー船停泊時の基準等

(1) 立地条件

イ SOLASフェンス等の既存の物理的障壁の有無や岸壁利用者の立入状況、照明設備・監視装置の設置状況等アンモニアバンカー船からの視認性などを勘案し、アンモニアバンカー船への部外者の接近・侵入を防止するために必要な範囲を、次に掲げるいずれかの方法により、立入禁止区域として岸壁上に設定した上で、立入りを禁ずる旨記載した札等を標示すること。なお、(ロ)・(ハ)による措置は、十分な安全性が確保できる場合に限る。

(イ) SOLASフェンス等既存の物理的障壁又は仮設フェンス等によること。

(ロ) カラーコーン及びコーンバー等によってアンモニアバンカー船の船体又は舷梯の周囲を囲むこと。

(ハ) アンモニアバンカー船の舷梯の入口にロープを張ること。

ロ 付近の事業所等に事業と立入禁止措置等の安全対策について周知すること。

ハ その他係留施設の管理者等が指示する事項が遵守されていること。

(2) 照明設備

立入禁止区域への部外者の侵入接近を防止するために照明設備を設置する場合は、照明範囲の平均水平面照度5ルクス以上の照度が得られるものであること。

(3) 消防・防災設備等

イ アンモニアバンカー船の火災等が発生した場合の消火、延焼防止、タンクの冷却等のために必要な消火設備(消火栓の数、ホースの長さ等)が整備されていること。

なお、消火栓が岸壁上に設置されていない場合や、消火栓の数が不足する場合は、可搬消防ポンプにより、海水を吸引して使用しても差し支えない。

ロ 消火栓、消火要具その他危険の除去に必要な要具並びに個人保護装具等については、その所在位置を明確にしておき、使用方法について慣熟しておくこと。

ハ 緊急時の警報あるいは連絡に必要な設備を備えること。

ニ アンモニアガスが漏出した場合に、直ちにガスを検知することができるようにガス検知装置により常時監視すること。

また、漏出したガスを検知した場合は、周囲に注意喚起を行うこと。

2 アンモニアバンカー船停泊承認願の申請方法

次のような事項を具した承認願を提出すること。

(1) 記載事項

イ 停泊岸壁の名称及び位置

バース、付近の建物等の関係位置を示す図面を添付すること。

ロ アンモニアバンカー船の要目

ハ 設備

(イ) 電気、照明設備

(ロ) 消防設備

(ハ) その他の安全防災設備

ニ 停泊安全管理体制

停泊の安全管理に関する組織及び責任者の職名、氏名、受有資格、経験年数、責任分担等について記載すること。

ホ 安全対策

(イ) 停泊管理要領

(ロ) 立入りの禁止の要領

(ハ) 停泊中の注意事項

(2) 当該事業者等が、アンモニアバンカー船の停泊に関し、安全規則、手引書等を作っているときはそれを承認願に添付すること。この場合において、停泊安全管理体制及び安全対策中、重複している事項については、承認願への記載を要しない。

3 アンモニアバンカー船停泊承認の際の審査基準

(1) 停泊安全管理体制について

アンモニアバンカー船の停泊中の安全を確認する者が適切に配置されていること。

(2) 停泊管理要領について

イ 停泊時における責任者の配置（場所、人員等）、責任者の行う安全管理業務の具体的な内容（安全確認、報告、安全管理記録、安全点検等）及び当該業務の具体的な執行方法（指示及び安全確認の手段等）が明確に記載されていること。

ロ 安全確認については、具体的な把握、確認方法が定められていること。

ハ 承認願の安全対策その他の注意事項を、船舶乗組員及び岸壁管理者に周知させる措置が講じてあること。

(3) 立入禁止区域内への立入りについて

アンモニアバンカー船の近傍において、立入禁止区域内への関係者以外の立入りを禁止するための注意喚起が行われていること。

(4) その他

イ 緊急時の警報、施設管理者への連絡、着棧中の船舶、港長及び消防機関等に対する通報に関する方法を定め、関係者に周知させる措置が講じてあること。

ロ 事故の発生を防止するためのマニュアル及び事故発生時における初期

対策、避難（着棧中の船舶の緊急離脱のための棧橋作業員の手配を含む。）等に関するマニュアルを作成し、関係者に周知させる措置が講じてあること。

荷役計画を協議する際の検討事項

1 荷役計画の概要

- (1) 荷役危険物
- (2) 荷役設備
- (3) 荷役方法
- (4) 荷役業者
 - イ 名称
 - ロ 当該危険物荷役の経験年数
 - ハ 当該荷役作業員数
- (5) 荷役作業立会者
 - イ 氏名
 - ロ 職務
 - ハ 受有資格
 - ニ 経験年数

2 輸送計画の概要

- (1) 海上
 - イ 入出港日時
 - ロ 輸送経路（主要地点の通過予定日時を含む。）
 - ハ 入出港時の安全対策（曳船、警戒船等の配備等）
- (2) 陸上
 - イ 搬出入日時
 - ロ 荷送地、荷受地
 - ハ 輸送方法（使用車両の種類・台数並びに車両ごとの積載量等）

3 荷役の安全対策

- (1) 荷役関係者の打合せ、指揮連絡系統の確立
- (2) 作業中止条件の設定
- (3) 作業中の警戒要領（陸上、海上における立入禁止措置等）
- (4) 火気管理要領（火気厳禁措置、特別に配備する消防設備等）
- (5) 放射線管理要領（放射線漏えい防止措置、計測器、防護器材等）（核分裂性物質等の荷役に限る。）

コンテナ専用岸壁（C2岸壁）の基準

C2岸壁として区分しようとするコンテナ専用岸壁は、次の要件を備えたものであること。

- 1 岸壁区分C1の標準に該当し、さらに、関係者以外の立入りが禁止されている区域内にあるバースであること。
- 2 コンテナ化された危険物を専用の荷役設備によってコンテナ専用船に荷役するバースであること。

3 次の消防設備を備えていること。

- | | |
|-------------------------|---------|
| (1) 発泡消防ポンプ | 1式 |
| (当該バース延長に対し、有効なものであること) | |
| (2) 泡原液 | 400リットル |
| (3) 大型粉末消火器（薬剤量20kg以上） | 1台 |
| (4) 小型粉末消火器（持運び式） | 6本 |
| (5) 乾燥砂 | 2キロリットル |

4 次の用具を備えていること。

- | | |
|-------------------------------|-------|
| (1) ホースマスク又は空気呼吸具 | 2セット |
| (2) アルミ蒸着防火服又はこれと同等以上の防火服 | 2セット |
| (3) ガスマスク（有機用、酸性用吸収缶各5個／セット付） | 5セット |
| (4) 危険物用保護衣 | 5セット |
| (5) ゴム手袋 | 10セット |
| (6) 保護眼鏡 | 10セット |

5 次の消防対策を行っていること。

- (1) 発泡消防ポンプ及び大型粉末消火器は、直ちに使用できる場所に格納庫を設け、その中に格納してあること。
- (2) 小型粉末消火器は、岸壁上の適当な場所の格納箱に保管していること。
- (3) 消防設備配置図が見やすい場所に掲示されていること。
- (4) 防火責任者、危険物の保安に関する責任者が明確であること。
- (5) 自衛消防班が組織されていること。
- (6) 消防署、隣接事業所、港長との間の連絡体制が確立されていること。
- (7) 隣接事業所と相互援助協定が結ばれていること。
- (8) 火気使用の制限又は禁止が徹底されていること。

危険物専用岸壁（D岸壁）の基準等

1 危険物専用岸壁の基準

(1) 立地条件

イ 荷役船舶の船首から船尾に至る間の陸岸が当該危険物又は類似の危険物を取り扱う事業所等の構内であること。

当該危険物又は類似の危険物を取り扱う事業所等以外の事務所等が含まれる場合は、当該事業所等の火気管理状況その他が適当と認められること。

事業所等の構内にない岸壁の場合は、岸壁上を常時又は一時的に占用し、立入りが禁止できること。

ロ 原則として、付近の事業所等の同意が得られること。

ハ 引火性危険物の荷役を行う岸壁の場合は、岸壁上の荷役場所及び荷役船舶から石油類のタンク、ボイラー、裸火を使用する作業場等までの距離が30メートル以上であること。

危険物が漏洩した場合に引火するおそれのないような地形又は構造の場合は、上記の距離を15メートル程度まで減ずることができる。

ニ タンカーによる引火性危険物の荷役を行う岸壁の場合は、荷役船舶から他の停泊船舶までの距離が30メートル以上あり、また、付近航行船舶が30メートル以上離れて航行する余地が十分あること。

ただし、荷役船舶の大きさ、付近停泊船舶及び航行船舶の種類、大きさ、ふくそう状況等により、上記の距離を適宜増減することができる。

(2) 電気、照明設備

引火性危険物の荷役を行う岸壁上の照明設備その他の電気設備は、引火の原因とならないものであること。

(3) 消防・防災設備等

イ 荷役船舶又は付近の建物に火災が発生した場合の消火、延焼防止、タンクの冷却、危険物への注水等のために必要な消火設備（消火栓の数、ホースの長さ等）が整備されていること（消防自動車用道路、自家用消防車の有無等も勘案）。

ロ 危険物の種類によっては、化学消火設備を備え、又は危険物が漏洩した場合に危険を除去するために必要な要具、資材等を整備すること。

ハ 消火栓、消火要具その他危険の除去に必要な要具等は、その所在位置を明確にしておき、荷役中は、即時使用可能な状態にしておくこと。

ニ 緊急時の警報あるいは連絡に必要な設備を備えること。

ホ 引火性液体類を取り扱うバースにあつては、危険物の種類にかんがみ、有効な場合には、オイルフェンスの展張及び油吸着材等の使用について必要な措置が講じてあること。

2 危険物専用岸壁承認願の申請方法

次のような事項を具した承認願を提出すること。

(1) 記載事項

イ 荷役岸壁の名称、位置及び構造

バース、付近の建物、石油類のタンク等の関係位置を示す図面を添付すること。

ロ 荷役計画

取扱い危険物の種類、月間輸送計画、1回の最大荷役量、最大荷役船舶の要目、荷役方法、荷役能力、陸上の輸送計画等について記載すること。

ハ 設備

(イ) 電気、照明設備

(ロ) 消防設備

(ハ) 海洋汚染防止設備

(ニ) その他の安全防災設備

ニ 荷役安全管理体制

荷役の安全管理に関する組織及び責任者の職名、氏名、受有資格、経過年数、責任分担等について記載すること。

ホ 安全対策

(イ) 荷役監督要領

(ロ) 火気の使用及び立入りの禁止の要領

(ハ) 荷役中の注意事項

(2) 当該事務所等が、危険物の荷役等に関し、安全規則、手引書等を作っているときはそれを承認願に添付すること。この場合において、荷役安全管理体制及び安全対策中重複している事項については、承認願への記載を要しない。

3 危険物専用岸壁承認の際の審査基準

(1) 荷役安全管理体制について

イ 当該事業所等における荷役の安全に関する業務を統括管理する者（以下「荷役統括管理責任者」という。）、荷役の実施及び安全を管理する者（以下「荷役管理責任者」という。）及び荷役管理責任者の指揮監督のもとに荷役現場において荷役の安全を確認する者（以下「荷役作業責任者」という。）が適正に配置され、適切な荷役安全管理を行い得るよう社内の規則により、各責任者間の関係、荷役の実施及び安全管理に関する責任分担等が明確にされていること。

なお、小規模の事業所等においては、荷役管理責任者が、荷役作業責任者を兼務することができるものとする。

ロ 責任分担には、船舶における荷役安全確認の実施結果の把握、確認及び荷役実施日の現場立会いに関する事項が含まれていること。

ハ 当該事業所等のバースを他の事業者を使用させる場合、荷役作業の全部又は一部を他の事業者に委託する場合等施設の管理運営業務若しくは荷役作業の全部又は一部が当該事業所等以外の者によって行われる場合には、両者の行う当該業務の内容及び安全管理に関する責任分担が明確にされていること。

ニ 当該事業所等の本社等上部機関における安全担当部門の組織、責任者及び職務内容（安全に関する総合調整、企画、教育研修、事業所等に対する指導、助言、安全点検等）が記載されるとともに、荷役安全管理体制の中での位置付けが明確にされていること。

ホ 荷役統括管理責任者は、原則として、荷役の安全に関する業務を統括管理する者とし、その他の責任者は、危険物荷役に関し、適当な知識経験を有する者であること。

(2) 荷役監督要領について

イ 荷役作業時（荷役作業前後の準備時等を含む。）における責任者の配置（場所、人員等）、責任者の行う荷役安全管理業務の具体的な内容（安全確認、現場立会い、報告、安全管理記録、安全点検等）及び当該業務の具体的な執行方法（指示及び安全確認の手段等）が明確に記載されていること。

なお、施設の管理運営形態等（第3項（1）ハ参照）、荷役船舶等により荷役作業体制が異なる場合には、その体制ごとに記載されていること。

ロ 安全確認については、荷役作業責任者による船側荷役安全確認実施結果の具体的な把握、確認が、また、現場立会いについては、荷役作業責任者による作業開始時等荷役の安全管理上重要な時点における立会いが、少なくとも定められていること。

ハ 承認願の安全対策その他荷役中の注意事項を、荷役関係者及び船舶乗組員に周知させる措置が講じてあること。

(3) 火気の使用及び立入りの禁止の要領について

イ 引火性危険物の荷役を行う場合は、岸壁上の荷役場所及び荷役船舶から30メートル以内の陸岸においては、次のような事項を禁止し、必要に応じ境界柵をおき、注意事項を掲示し、警備員を配置する等の措置を講じてあること。

地形その他を勘案の上、危険物が漏洩した場合に引火のおそれがないと認められる場合は、上記の距離を15メートル程度まで減ずることができる。

(イ) 関係者以外の立入り

(ロ) 消防自動車及び荷役危険物を運搬する自動車以外の自動車の立入り

(ハ) マッチ、ライターその他火炎又は火花を発生おそれのある器具の携行

(ニ) 喫煙その他火気の使用

ロ 引火性危険物以外の危険物の荷役を行う場合、岸壁上の荷役場所付近に対し、(イ)に準じた措置を講ずること。

ハ 立入禁止区域外においても適正に火気の管理が行われていること。

(4) その他

- イ 着棧中のタンカーから 30 メートル以内の水面に他船が接近しないよう、タンカーが着棧中においても 30 メートル以遠から視認できる標識を設置するか警戒船（員）を配置することとしていること。
- ロ 緊急時の警報、構内の連絡、着棧中の船舶、港長及び消防機関等に対する通報に関する方法を定め、関係者に周知させる措置が講じてあること。
- ハ 事故の発生を防止するためのマニュアル及び事故発生時における初期対策、避難（着棧中の船舶の緊急離脱のための棧橋作業員の手配及び緊急時に本船乗組員が帰船するための構内立入りの許可に関する事項を含む。）等に関するマニュアルを作成し、関係者に周知させる措置が講じてあること。